

官報

号外 昭和五十年五月三十日

第七十五回 参議院會議録第十三号

昭和五十年五月三十日(金曜日)

午前十時九分開議

議事日程 第十三号

昭和五十年五月三十日

午前十時開議

第一 関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の議許悉に掲げる議許を修正し又は撤回するための欧州経済共同体との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求める件(衆議院送付))

第二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本日の會議に付した案件

一、常任委員長辞任の件

一、常任委員長の選挙

一、衆議院議員佐藤榮作君のノーベル賞受賞につき祝意を表する件

一、郵便法の一部を改正する法律案(趣旨説明)以下 議事日程のとおり

○議長(河野謙三君) これより會議を開きます。この際、お諮りいたします。

建設委員長小野明君から、常任委員長を辞任い

たしたいとの申し出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。よって、許可することに決しました。

○議長(河野謙三君) つぎましては、この際、欠員となりました建設委員長選挙を行います。

○安永英雄君 建設委員長選挙は、その手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○細川護国君 私は、ただいまの安永君の動議に賛成いたします。

○議長(河野謙三君) 安永君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。よって、議長は、建設委員長に中村波男君を指名いたします。

〔拍手〕

○議長(河野謙三君) この際、衆議院議員佐藤榮作君のノーベル賞受賞につき祝意を表する件についてお諮りいたします。

衆議院議員佐藤榮作君は、昨年十二月十日、千九百七十四年度ノーベル平和賞を授与されました。まことに喜びにたえません。

○議長(河野謙三君) この際、衆議院議員佐藤榮作君のノーベル賞受賞につき祝意を表する件、議事日程追加

の件、郵便法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

常任委員長辞任の件、常任委員長選挙、衆議院議員佐藤榮作君のノーベル賞受賞につき祝意を表する件、議事日程追加

昭和五十年五月三十日 参議院會議録第十三号

常任委員長辞任の件、常任委員長選挙、衆議院議員佐藤榮作君のノーベル賞受賞につき祝意を表する件、議事日程追加

つぎましては、本院は、同君に対し、院議をもって祝意を表することとし、その祝辞は議長に一任せられたいと存じますが、〔異議あり〕と稱ふ者あり(御異議ございませんか)。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

議長において起草いたしました祝辞を朗読いたします。

参議院は千九百七十四年度ノーベル平和賞を授与された衆議院議員佐藤榮作君に対しその偉大な榮譽をたたえ院議をもつて心からの祝意を表します。

〔拍手〕

祝辞の贈呈方は、議長において取り計らいます。

○議長(河野謙三君) この際、日程に追加して、郵便法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。村上郵政大臣。

〔国務大臣村上勇君登壇、拍手〕

○国務大臣(村上勇君) 郵便法の一部を改正する法律案につきましてその趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、郵便事業の運営に要する財源を確保するため、第一種及び第二種郵便物の料金を改定すること等を内容とするものであります。

郵便料金につきましては、昭和四十六年度に改定されて今日に至っておりますが、この間、諸経費、特に人件費の著しい上昇のために、事業財政は、昭和四十九年度当初から相当の不足を生ずる状況となり、このまま推移いたしますと収支の不

均衡はますます大きくなることが予測されるところとなりました。

〔議長退席、副議長着席〕

年々増加する郵便物を円滑に送達し、郵便業務の正常な運営を確保して郵便に負託された社会的な責務を果たすために、事業収支の改善が急がれるところとなったわけであります。

このような状況において、昭和四十八年十月、郵政審議会に対し「郵便事業の健全な経営を維持する方策」について諮問し、同年十二月、郵便料金を改正することが適当である」との答申を得たのであります。

政府といたしましては、物価安定を最優先の課題といたしておりましたことから、小包郵便物の料金を除き、郵便料金の改定につきましては、昭和四十九年度中に見送ることとした次第であります。

このことに加え、その後の給与の改定が約三〇%にも及ぶ大幅なものとなったため、昭和四十九年度末における郵便事業収支の不足額は約一千四百億円にも達する見込みであります。

このため、昨年十一月郵政審議会に対し、事業の運営に要する財源を確保するための郵便料金改正案を再度諮問し、答申を得ましたので、答申に示されたところにより改正案を骨子とする料金改定を行うこととし、郵便法で定められている封書及びはがきの料金を本法律案により改定することとしたものであります。

料金改正の主な内容は、第一種郵便物(封書)につきましては、定形二十五グラムまで二十円を五十円に、定形外五十グラムまで四十円を百円に改め、また、第二種郵便物の通常はがきにつきましては、十円を二十円に改めることとしております。

以上のほか、この法律案におきましては、取り扱いについて若干の改善を図ることとし、料金不足の郵便物等の納付額の算定方法を改めること、並びに、引き受け及び配達について記録を行ういわゆる簡易書留の損害賠償の最高限度額を引き上

四〇七

昭和五十年五月三十日 参議院會議録第十三号

郵便法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

げることといたしております。

なお、この法律案の施行期日は、本年十月一日といたしております。

以上、今般の法律改正の主な内容について申し上げました。今後とも安定した郵便の送達を確保し、もって国民各位の期待にこたえる所存でございます。

以上をもってこの法律案の趣旨の説明を終わります。(拍手)

○副議長(前田佳都男君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。川野辺静君。

〔川野辺静君登壇、拍手〕

○川野辺静君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のございました郵便法の一部を改正する法律案につきまして、総理並びに郵政大臣に質問をさせていただきます。

今回の郵便法の改正は、郵便事業の運営に要する財源を確保するために郵便料金を改定し、増加する郵便物を円滑に送達し、郵便業務の正常な運営を確保して、郵便に負託された社会的責務を果たすための御説明がただいまございました。

郵便事業は創業以来百有余年を経過し、その間全国津々浦々の郵便局を通じて提供されてきました郵便サービスは、わが国の社会経済の発展、そして国民生活の向上に大きな貢献をしてきたところであります。今後の情報化社会におきまして、郵便は基本的通信手段として、その果たすべき役割と使命はますます重要性を加えるものと思っております。

ところで、郵便の業務は、そのほとんどを人手に依存するきわめて労働集約性の高い事業でございます。人件費相当額が全体の経費の九〇%にも達しております。このような郵便事業の特質から、ここ一、二年の賃金の高騰が事業財政に与えた影響は著しいものがございます。すなわち、経営努力と郵便物数の増加に伴う収入増加をはるかに上回る人件費の増高が事業収支の悪化をもたら

していることとございまして、このまま放置いたしますならば、五十一年度末には約八千億円の累積赤字が見込まれる状況にあります。もし、このような事態となりますならば、国民にとって不可欠な通信手段である郵便のサービスを維持することが困難となるのは明らかでございます。と、早急に収支の改善措置を講ずる必要があることは申すまでもございません。

しかしながら、郵便事業は、国民の日常生活や社会経済活動と大変密着している国営事業でありますので、郵便料金の改定は、国民の理解が得られるものでなければならぬことは申すまでもございせん。また、公共料金の値上げが社会経済、特に物価に及ぼす影響には十分な配慮が加えられなければならないと思っております。

そこで、総理に、物価の抑制と公共料金政策、郵便事業の収支改善の方策並びに受益者負担の原則についてただしておきたいと思っております。総理は、施政方針演説の中で、これからの日本経済は量的拡大から質的充実への転換、高度成長から安定成長への変革が必要であるとされ、物価の鎮静化が当面の急務であると述べられております。このため政府は消費者物価の上昇率を本年三月には前年同月比一五%に抑え、来年三月には一けた台の範囲にとどめることを目標とする物価抑制政策を強力に推進して、事実本年三月には公約どおり一四%台という実績を実現されたのであります。その成果は高く評価されるものと思っております。

ところで、このような情勢の中におきましても、公共料金の取り扱いについては、物価抑制の立場から一切これを凍結せよという意見がございしますが、私はすべての公共料金を一律に取り扱うことは問題ではないかと思っております。と申しますのは、公共料金の値上げを本当に抑制いたしますと、いずれ行わなければならない値上げの際の上げ幅が大きくなり、資源の適正配分を損なうことも十分予想されるところであります。

また、事業の運営そのものにも支障を来すおそれがあると思っております。公共料金にもいろいろのものがございしますので、いずれをどのように取り扱うかは、国及びその事業の財政事情、それから物価に及ぼす影響、さらには、その支出の家に占める割合などを総合的に勘案しながら慎重に検討することが必要ではないでございまいしょうか。言いかえれば、物価抑制の立場を堅持しながらも、真にやむを得ない公共料金の値上げについては、その上げ幅、その時期等にあらゆる配慮を加えた公共料金政策が、長期的な物価政策の見地から必要であるのではないでございまいしょうか。物価抑制と公共料金の改定についての総理の御所見を伺いたいでございします。

なおまた、今国会では、ただいま議題となっております郵便料金のほか、酒、たばこの値上げが審議されておりますが、総理は、これらの値上げによっても、五十年度の目標でありました消費者物価上昇率一けた台が確保できるものとお考えなのではないでしょうか、あわせて御答弁をお願いしたいと思っております。

次に、郵便事業に限らず、国営または公社経営の事業が赤字を生じた場合、一般会計または他の会計から補てんすべきであるとの議論が一部において積極的に根強く行われております。これはその事業の必要な財源不足は税金から出せばよいという主張でございします。しかしながら、財政の硬直化、歳入の確保が大きな問題となっており、現在、一般会計でこのような事業の赤字を処理するとなれば、当然に国民の税負担が重くなるわけであり、また、一般会計で本来なすべき社会福祉などの施策が圧迫されるということも明らかでございします。さらに、これを事業経営上の側面から見まして、他会計からの安易な補てんせる弊害を生みます。親方日の丸意識を蔓延させる危険がきわめて大きいのではないかと考えられるのでございします。したがって、私は郵便

事業の財政再建の基本的姿勢は今後とも受益者負担の原則を堅持すべきであると思っておりますが、総理はそれをお考えをお示しただきたいと思っております。

次に、郵政大臣にお尋ねいたします。この受益者負担の原則を貫く場合でありまして、経費削減や事業合理化を可能な限り行つて料金改定を最小限に食い止めようという努力なくしては国民の理解は得られないと思うのでございします。そこで、近年における機械化その他の合理化の努力について具体的な御説明をお願いしたいと思います。

また、これまでの合理化努力にもかかわらず、今日郵便事業が直面している諸問題は、料金改定によつてすべてが解決されるものではないわけでありまして、長期的視野に立つて抜本的な改善策を推進することが必要ではないかと考えられます。つまり、今回のこの値上げを行いましても、なお五十年度末には約二千億円の巨額の累積赤字が予想されております。財政事情を踏まえてみますと、今後、さらに一層の経営努力が要請されることは明らかでございします。

〔副議長退席、議長着席〕
ですから、これからの社会的変化に即応した経営の合理化、効率化施策を推進するとともに、利用者に協力を求めるべきことは積極的に協力を求め、改善を促す姿勢が必要であると思っております。

このような見地から、去る昭和四十八年の十二月、郵政審議会の答申におきまして、配達の一度化とか、実情に合った窓口取り扱ひ時間の改正等の諸問題について検討することを求められておるところでございします。郵政大臣はこれらの問題をどのように理解し改善しようとしていらっしゃるのでしょうか、その御所見を伺いたいと思っております。

それから、先般の郵政審議会の答申でも、現下の微妙な経済情勢を考慮しつつ、この料金改定案は従来になく大幅であるので、直接あるいは間接

に国民生活や経済一般に与える影響は決して軽視することを許さないものがある。したがって、郵便事業の円滑な運営を損なわないでその影響を緩和する方策について慎重な配慮を行うようにと申し添えてごさいます。郵政大臣は、このことを今回の改正案にどのように生かしていらっしゃるのでしょうか、具体的な御説明をお伺いしたいと思います。

次に、この改正案にない、いわゆる省令料金であります。定期刊行物を内容とした第三種郵便物の料金は政策料金でありまして、大幅に原価を割っておりまして、郵政審議会の答申におきまして、サービスを提供するために直接必要とされる経費を賄うに足りる料金とすることを指摘してごさいます。しかし、今回予定されているような、一挙に大幅な引き上げを行うことは、社会的影響が大きいと思われまして、改定実施に当たりましては慎重な配慮が必要であると考えますが、郵政大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

最後に申し上げておきたいことは、国民すべての郵便事業に対する最も切実な願いは、郵便送達の安定したサービスということでごさいます。国民と郵便事業との信頼関係をつなぐべきなのは、これをおいてはかにはないと思ひます。かつて、世論の厳しい批判を浴びました郵便の遅配問題も、最近はその闘争を除いては一応正常化の方向にありまして、その御努力に深く敬意を払うものでございまして、業務の正常運行を確保するためには、労使関係の安定が何よりも重要であることは申すまでもございせんので、この上とも格段の御配慮を願いますとともに、この際、政府が郵便事業に課せられた社会的責務の重要性をさらに自覚し、全職員一丸となって正常な業務運行に努められ、この上とも郵便事業に対する国民の信頼を高められますよう切望し、郵政大臣の御決意のほどをお伺いいたしまして私の質問を終わらしていただきます。(拍手)

〔国務大臣三木武夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(三木武夫君) 川野辺議員にお答えをいたします。

私に対する御質問は、一つは、公共料金の値上げによって本年度末目標である消費者物価を一つは、物価抑制政策と公共料金の改定との関係をどう考えるかというところが第一の御質問でございまして、物価の安定というものがなければ健全な経済の運営も国民生活も成り立たないことは申すまでもないこととす。したがって、物価の安定ということは、御承知のとおりでございまして、したがって、政府は総需要管理政策というものを慎重に実施しますとともに、各種の物価政策を強力に推進して、おことは御承知のとおりでございまして、その結果、今年三月末には、政府の目標一五％——消費者物価の値上がりを一五％以下に抑えようという目標は、一四％台で達成をいたしたわけでございまして、問題は、これから本年度末の二けた台にするというところでございまして、これは容易なことではございせんけれども、酒、たばこ、郵便料金等の値上げの影響なども、こういうことも頭に入れ、諸般の政策努力なども並行して行いまして、見通しの九・九％以内に吸収できるものと、それを達成しなければならぬと、こう考えておる次第でございまして。

また、できれば公共料金は、こういう物価問題が非常に重大化しておるときに、これを抑制したいわけでございまして、しかし、次々に公共料金の値上げというものが繰り延べられて、そうしてその事業が非常に危機に陥るということは好ましいことではございせんので、したがって、今度の場合もできるだけ抑制をしたわけですが、まあ、真にやむを得ないという問題について、今回は改定の御審議をお願いをしておるわけでございまして、やはり公共料金については、利用者が受ける便益の程度によって相当な負担をするという受益者負担の原則というものは、これはやはり貫いていきたい。そうでなければ、安易に全部一般会計で負担するということを経営というものは、私は好ましくもではないと考えておる次第でございまして。

また、郵便事業の財政再建というのはいくつかの姿勢かというところでございまして、この郵便事業というものが安易に流れてはいけないわけですから、できるだけ機械化を図るとか、とにかく能率を上げて、そうしてその他においても合理的な経営というものをを行うことによって、最小の経費で最大の能率を上げることによって、公共事業体自身も心がけることが国に対しての責任を果たすゆえんだと思ひます。しかし、川野辺さんの言われたように、受益者負担の原則というものは、これはやはりこれを貫いていくことが私は郵便事業の健全化ということから考えて必要な原則であると思ひますから、川野辺さんと同じように、この原則はやはり貫いてまいりたいと考える次第でございまして。

お答えをいたします。(拍手)

〔国務大臣村上勇君登壇、拍手〕
○国務大臣(村上勇君) 川野辺議員の御質問にお答えいたします。

まず合理化の努力についてでございまして、料金改正をお願いするに当たり、事業の合理化により得られるだけ経費の節減を図り、料金改定を最小限度に食いこめるべきことは御指摘のとおりでございまして。

御承知のように、郵便事業は機械化に非常になじみにくいものでありますが、手書きされた郵便番号を自動的に読み取る区分機や、郵便を自動的に選別押印する機械を開発し配備するなど、これまで機械化、合理化に努力してまいりました。しかし、それでも生じた赤字を解消するための必要やむを得ない料金改正を今回お願いしているわけでありまして。

なお、今後とも事業の機械化、近代化を一層推進し、省力化に努めてまいれる所存でございまして。

次に、四十八年十二月の郵政審議会答申で検討を指摘されました配達の一度化の問題、あるいは窓口取り扱い時間の改正などにつきましても、実施上の問題点などを具体的に検討を重ねているところでありまして、これらの問題は、いずれも郵便を利用される方々に直接影響を与えるものでありますので、検討の結果を待って慎重に対処したいと考えております。

なお、四十九年十二月の郵政審議会の答申で指摘のあった「料金改正の影響を緩和する方策」を改正案にどのように生かしているかとの御質問にお答えいたします。

今回の改正案では、料金改定の実施時期を郵政審議会の答申より六カ月延期して十月一日からとするにとともに、最も一般的に利用されております郵便はがきにつきましては答申の三十円案を二十円とし、物価その他国民生活全般に与える影響を緩和するよう配慮いたしておるところであります。

次に、第三種郵便物の料金につきましては、現在の料金が余りにも安きに失したものとされており、これによって生ずる赤字が結局第一種等国民に広く利用される基本サービスの料金に転嫁せられていた実情にあります。

このため、郵政審議会からも御指摘のような答申をいただいております。また、第三種郵便物の料金の決定に当たりましては、この答申の趣旨を尊重しつつ、慎重な配慮をしながら適正な水準に改めたいと考えております。

最後に、郵便業務の正常運行確保について述べさせていただきます。郵便業務の円滑な運営を図り正常運行を確保することは郵便事業の不断の目標でありまして、事業に携わる職員一人一人がこれを課題として業務に精励しなければならぬと考えます。この認識に立つて、いよいよ業務運行を見ますと、御指摘のように、いわゆる闘争時などには国民の皆様は御迷惑をおかけしております。この郵便料金改正を機会に、全職員が今回の値

昭和五十年五月三十日 参議院會議録第十三号

郵便法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

上げの意味合いを十分に理解いたしまして、国民の皆様から郵便事業に対する信頼を得られるように、省を挙げて正常運行確保に力を尽くしてまいりたいと思っております。(拍手)

○議長(河野謙三君) 案納勝君。

(案納勝君登壇、拍手)

○案納勝君 私は、日本社会党を代表して、ただいま郵政大臣から趣旨説明のありました郵便法の一部を改正する案について、総理及び関係大臣に質問をいたしたいと思います。

その第一は、物価と公共料金に対する政府の政治姿勢についてであります。

わが国の高度経済成長が終わり、マイナス成長に追い込まれている今日では、昭和三十年代以来、歴代の自民党政府がとり続けてきた大企業優先の高度成長政策の所産であるインフレと生活環境の破壊は、人心を救いがたいまで荒廃に追い込んでいます。さらに、政府がインフレ対策としてとってきた総需要抑制策は、大企業優先中央集権財政金融政策を温存したまま行われた結果、その犠牲は勤労者、中小企業者に転嫁され、不況が急速に進み、不況下における物価高という深刻な事態を招いています。庶民の家計簿は赤字が続ぎ、中小企業者の倒産は相次ぎ、勤労者は労働条件の切り下げ、雇用の不安など、生活の破壊と苦しみはますます厳しくなっています。インフレと不況というこの異常な情勢の中で、国民の熱いまなざしが今日ほど国の政治に、なかんずく物価の動向に向けられているときはありません。インフレは諸悪の根源であります。物価の抑制は政治の急務であります。しかるに政府は、本年三月、消費者物価の上昇率を対前年同月比一四％に抑えたとして、物価は鎮静の方向にあると誇示しています。しかし、四十九年度平均消費者物価指数は、前年度の平均に比べて約二二％も上昇し、三十年代以来最高を記録しているではありませんか。しかも、本年四月、消費物価は前月比二・五％上昇

し、卸売物価も上昇の兆しを見せています。インフレはとどまるところを知らず進行しています。一方、不況の深刻化とともに、財界においては、金融緩和など景気刺激策を要求し、政策の転換を求める声が増しに高まっています。加えて、産業界の多くは、また再び製品価格の引き上げの空気が濃厚になり、経団連の調査によっても、所属百四十八社の六〇％の企業が製品の値上げを望んでおり、その期待値上昇率は一〇％から二〇％にも達しています。さらに、経済企画庁自身も調査をした二月から三月にかけて行った「転換期における企業行動」という調査においても、大半の企業が主力製品の値上げを意図していることが明らかにされています。また、今後値上げを予測されているものとして、麦の価格、米価、運賃、地方公共料金など、まさにメジロ押しではありませんか。

このような情勢を見ると、物価は鎮静化しつつあるという政府の主張にもかかわらず、狂乱物価の再来を招かないとだれが保証することができませんか。政府は、これらの企業価格、公共料金について一体どう対処しようとするのか明らかにしていただきたいと思います。

特に、酒、たばこに引き続いて、国民の生活に密着している郵便料金の、まさに暴挙と言わなければならない値上げを行うことは、国民のインフレ心理を刺激し、インフレ促進への相乗効果をもたらすものであり、何ものでもないであります。

総理、政府が今次春闘で一五％のガイドラインに勤労者の生活を押し込んだいま、あなたの責任はきわめて重大であります。物価をこれ以上上げない、来年三月には一けた台に、五十一年には定期預金の金利以下に消費者物価の上昇を抑えるという公約をいまはしっかりと保証することができませんか。それができないとき、あなたはどの責任を明らかにしますか、明確にお答えをいただきたいのであります。

イギリスにおいては、郵便料金の値上げについて、インフレから国民生活を守るために、二回にわたり一般会計より赤字を補てんし、一九七三年には千二百億円を支出し、国民への犠牲を最小限にとどめています。わが国においても、政府がインフレ抑制、国民生活優先を第一義と考えるならば、できないはずはありません。

このたび提案されている郵便料金的大幅値上げは、当面の責任で凍結し、イギリスと同様、赤字は国庫の負担として、インフレの収束まで物価安定に全力を挙げるべきだと考えます。政府はその意思がありますか、総理、副総理、大蔵大臣の御見解を承りたいのであります。

第二には、郵便事業に対する政府の政策上の責任についてであります。

このたびの郵便料金改定に関する政府の考え方を要約すると、郵便の八割は業務用通信というその利用の実態から、所要の経費を一般納税者に負担させるのは負担の公平を欠くというのであります。しかし、郵便事業の実態をつぶさに検討すると、このような政府の主張は全く合理的な根拠を欠くと言わざるを得ません。

すなわち、郵便というサービスは、ナショナルミナムとして国民生活に欠くことのできない重要な通信手段であるだけに、法第一条に明記されているように「安い料金で、あまねく、公平に」サービスを提供し、国民の福祉を増進しなければならぬのであります。したがって、鉄道はおろか、バスも通じていない山間僻地に至るまで郵便局が設置され、どの家庭にも戸別配達を通じて国民に親しまれているのであります。このような地域に収支採算が合わないのは自明の理であります。

また、新聞、雑誌など定期刊行物を内容とする第三種郵便物及び通信教育用郵便物、盲人用点字など第四種郵便物の料金は、原価を著しく下回る低料金かまたは無料であり、いわゆる政策料金であります。したがって、山間僻地などにおける郵便業務運営費の不足分や、あるいは政策料金として

て生ずる収入の不足分は、国の政策として国の責任で負担すべきが当然ではないでしょうか。これを働く勤労者、国民大衆の負担にしわ寄せするやり方こそ、国民収奪の政治姿勢であり、まさに負担の公平を欠き、社会的公正の拡大ではありませんか。

アメリカでさえ、郵便事業運営の不採算地域や政策料金に起因する経費は、所定額を国庫の負担とする旨明かにし、すでに実施をしているところであり、わが国においても、国の政策に伴う経費は国の責任において明らかにし、国民大衆への負担を最小限にとめる措置をとるべきであると考えます。

総理、あなたは、有言不実行でなく、このような具体的な問題に国民生活優先の政策を貫いてこそ、国民の負託にこたえる政治の道ではないでしょうか。総理及び大蔵大臣、郵政大臣の御見解を承りたいのであります。

第三には、郵便事業運営の基本姿勢についてであります。

今日までの郵便事業は、極端な企業性、採算性にこだわりの、事業の公共性や国民福祉の増進をうたい文句にしながらも、ダイレクトメールや企業通信の取り扱いに見られるように、企業優先の運営を行い、赤字になると、全く無定見に、きわめて安易に、国民大衆に料金値上げを押しつけてその場を取りつくろつてきているにすぎないと言わざるを得ません。

郵便事業は、高度経済成長の中で飛躍的需要の増大をもたらしながら、他方では企業優先政策のしわ寄せによって国民福祉が犠牲にされるというひずみを生み、郵便取り扱い環境も最悪の状態に追いやられています。

その結果、国民から期待される郵便サービスの確保はますます困難になり、郵便事業が困難になっているのが今日の現状であります。郵便事業をつぶさに検討するとき、郵便輸送方式の再検討、大企業優先の郵便種別及び取り扱いの検討、送達

速度の安定化、労働力の確保、会計制度の改善、料金決定のあり方、また労使の信頼の回復など、今日ほど問題が浮き彫りにされているときはありません。国民福祉優先の政治姿勢を確立し、真に国民が求めるものは何か、これを真剣に検討し、郵政事業全体を徹底的に見直し、これを行うことが今日の時ではないでしょうか。ところが、今日の政府及び省の態度には、事業の展望はおろか、現状を分析し、国民福祉の追求を期そうとする真摯な態度を見ることはできません。今回提案されたこの改定は、まさにその姿勢を象徴しています。

名実ともに、国民福祉優先、人間性尊重という発想に立ち返る大転換を図り、郵政省みずからが事業の直面をしている諸問題と将来の展望について全体を見直した上で、赤字、値上げ、赤字、値上げという安易な繰り返しに終止符を打つべく今回の郵便料値上げ案の成立を断念して、改めて、きれいでなく、郵便の原価などを国民の前に公表し、郵政審議会などの民主化を行うなどして、率直に国民合意と協力を求める施策を講ずることこそ必要な政治の責任ある態度ではないでしょうか。総理、郵政大臣の御見解を明確に承りたいと思います。

続いて伺いたいことは、小規模郵便局制度の改革についてであります。現在の郵政事業にとって改善すべき最大の問題は、小規模な郵便局の運営を近代化、合理化することであり、すなわち、前時代的な特定郵便局制度を根本的に改革することであり、この制度の最大のガンは、局舎の私有化と、そこから発生する局長の自由任用、世襲制という、全く前時代的な制度が存在していることでもあります。これが職場を暗くし、職員、勤労意欲を阻害する最大の原因となつて、二、三名の小規模な郵便局に高給の局長をあまねく配置するこの制度こそ、郵便事業の財政を悪化させる最大の要因になっていることも明らかであります。

すでに行政管理局においてもこのことを重視し、去る三十二年の勧告において、普通局の分局、出張所などの制度の活用などにより、この不合理を是正すべきことを強く指摘しているところであり、近代国家と言われるわが国において、全国一万七千に及ぶ国の機関に局舎の私有、局長世襲制という封建的な制度が存在すること自体、政治の恥部と言ふべきでありませんか。郵政事業の最大の問題であるこの特定局制度の改革について郵政大臣の御見解を明確に承りたいのであります。

続いて伺いたいことは、福祉料金についてであります。今回の大幅料金値上げ案は、経済的負担能力の低い身体障害者や、母子家庭、生活保護世帯などに非常に大きな衝撃を与えています。社会的公正の確保のためにも、国民福祉優先の料金制度を設け、社会的弱者に対する手厚い配慮が当然なされるべきだと考えますが、郵政大臣はどのような施策を用意されていますか。

なお、これに関連して伺いますが、本年一月大臣は、生活困窮世帯へはがき無料配布などの構想を示されたものの、その後、これを撤回されたようであり、このような施策こそ大胆に進めるべきであり、郵政大臣の答えをいただきたいと思ひます。

最後に、郵政事業における労使の信頼回復の施策についてお尋ねいたします。

御承知のように、郵政事業は労働集約度のきわめて高い事業であります。郵政事業に働く職員は、都市においては公害、交通戦争、過密化の中で、また、どんな山間僻地においても、風雪にめげず、国民のために営々として努力をいたしています。これらの働く人たちが心身ともに明るく健康で希望を持って働くことができる職場環境があつてこそ、初めて事業として国民の期待にこたえられるものであります。しかるに現実には、郵政省は十数年にわたり郵政労働者に対する人間性無視、生活破壊を強要する労務管理、人事管理を行つて

きたのであつて、職員の大多数をもつて構成する全通信労働組合に対する悪質な不当労働行為や、その組合員に対する人事差別、権利侵害など組織破壊政策が全国的に強行されたために、郵便局の職場は他に類例を見ない陰惨なものになりました。またじめに働こうとする職員は生きがいを喪失し、勤労意欲も、郵政省に対する信頼も、また職場の人間関係すらも失われて、職場は砂漠のような荒涼たる状態に置かれてきたのであります。これらの問題は、この一、二年間においてやや改善されつつあるとはいえ、今日なお後を絶たず、より悪質陰湿なものになつていくことを指摘せざるを得ません。このような現実を前にして、郵政事業運営の根幹である労使の正常化、信頼関係の回復について、郵政大臣はどのような基本姿勢で臨まれようとしておられるのか、誠意あるお答えをいただくことを要請して私の質問を終わります。(拍手)

【国務大臣三木武夫登壇、拍手】
○国務大臣(三木武夫) 案納君に対してお答えをいたします。

私に対しての御質問は、企業の値上げ意図というものが非常に強いと、また、一連の公共料金の値上げなどによって狂乱物価の再来があるのではないか、政府の企業価格とか公共料金の値上げについてどう対処するかという御質問であつたと思ひます。

インフレというものが、これはもう社会的公正をもちたらず最も最大なものであることは言うまでもない。狂乱物価を再来させるは絶対にならぬというものが、強い政府の決意であります。したがつて、企業の中でコストプッシュというふうな要因を価格に転嫁したいという者が多くなつておることは案納君の御指摘のとおりでございます。政府は、経済対策閣僚会議などにおいても、企業に対し価格の引き上げというものを極力抑制して後もやっぱ引き続いてそういう要請をいたしたし、今すともにも、総需要管理ということを慎重に行う

ことによつて生活関連の物資、重要な工業製品については、需給とか価格の動向というものを常時把握して、非常にきめ細かくこれに対して対処してまいりたいという考えでございます。

また、公共料金についてはできるだけ抑制をいたしたわけでございます。今年度の予算編成に対して、国民生活に及ぼす影響なども考慮して、やむを得ないもののみを引き上げることについて、わけてございまして、公共料金については受益者がある程度の負担を願うということが原則で、この点は、これをいつまでもそのまま放置することは郵便事業というものを根底から非常に破綻に陥れる危険がありますので、今回はやむを得ず踏み切つたものでございます。

また、消費者物価を一けた台に来年の三月に於て、五十一年度には定期預金の金利以下に抑えるという公約、これが達成できなかったらどうという総理は責任をとるのかというお話でございます。

やはり物価安定というものが国民生活の安定の基礎であるわけですから、この目標達成に向かつて全力を挙げてまいりたい。総需要の管理政策を慎重に行うとともに、いろんな物価政策というものを強力に推進をしていきたい。だから、いま、できなかつたときにどうするかというふうなお話がありましたが、できぬというふうな場合を考えないで、何とか国民の協力を得て目的の達成を図りたい、これに私の責任があるんだというふうに責任問題を考えておる次第でございます。

また、公共料金的大幅値上げというものはもうやめて、赤字は国庫で負担したらいではないかという御質問でございます。公共料金は、これは赤字——収入の不足が出たら全部国庫で負担せよという考え方は、私は安易に過ぎると思う。やはり便益を受ける人がその便益の程度に応じて負担してもらふということであれば、全部公共料金というものが国庫の負担ということにしがらなくということでは、経営というものは非常に安易

昭和五十年五月三十日 参議院會議録第十三号

郵便法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

四二二

に流れ過ぎます。したがって、受益者負担というものの原則はこれは堅持していきたい。今回の郵便料金の改定については、実施時期とか値上げの内容についてはいろいろ配慮を加えたのであります。この程度の値上げというものの対しては、受益者の方々にも御負担を願うこともやむを得ないのではないかと考えています。この法案の御審議を願うわけでございまして、どうかこの事情は御理解を願いたいと思っております。しかし、この値上げは、一けた台にすることが、消費者物価の場合はこういうことも織り込んであるわけでございまして、このことでわれわれの目標達成が非常に狂いを生ずるとは考えております。

また、次の御質問は、郵便というのはナショナルミニマムということで、そういう意味から考えても国民生活に欠くことのできないものだから、収入不足などは国の責任でやるのが当然ではないかというお話でございまして、いままで申し上げましたことと、受益者の御負担を願いたいと思っておりますが、しかし、郵便の中に、おいても、通信教育とか盲人用などに対しては、低い料金あるいは無料という配慮を加えておるわけでございまして、こういうふうなものを含めて郵便事業というものは全体として収支が賄うような料金決定をするというのが郵便事業のいままでの沿革でもあるわけです。そういう意味でこの考え方は適当である、これを維持してまいりたいと思っております。

また、次の御質問は、郵便事業は、国民の福祉優先の姿勢を確立すべきだという考えでございまして、これからの政治が国民の福祉を優先しなければならぬことはいまでも申すまでもないわけですが、しかし、福祉優先ということで、郵便の会計の収支が不足を生じたら全部それを国庫で負担をしていくことが国民福祉の優先だと私は考えない。大局的に考えれば、もっと国民の福祉優先ということを大局的な判断から考えてみるべきで

あって、郵便事業というものを、全部収支の不足分を国庫で補うということがすなわち国民福祉の優先の姿勢であるというふうには私は考えないわけでございます。しかし、郵便事業というものは国民生活とも密接な関連を持っておりますから、将来を展望して、そうして絶えず見直しをし、改革を加えていく必要がある。そういう点の改革は加えなければならぬが、収支の問題については、案納君と見解を異にする次第でございまして、(拍手)

〔国務大臣(福田赳夫)君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田赳夫) 案納さんから、最近の郵便物の動きや、企業側で製品値上げの動きがある、そこへ持っていくと、さらに公共料金も上げて、一けた台の五十一年度消費者物価目標、これが到達が果たしてできるか、そういうお話でございまして、私もこの消費者物価一けた台という問題は、これはまことに容易ならざることである、そういうことにおいては私は御同感でございします。

しかし、いまわが国の政治の最大課題は何だということをお考えなさいと、とにかく物価を安定させる。福祉、福祉と言いますが、最大の課題は物価問題の解決にあり、こういう考えで物価の安定施策を進めておるわけでございしますが、そういう途上において、二つ大きな問題を私は抱えたと思つたんです。一つは賃金の問題、一つは企業側の値上げの動きの問題。この賃金につきましては、これは労働組合の協力等もありまして、なだらかな解決に落ちつきそうである。また、企業の面におきましては、これは値上げの期待が大いである。しかし、これを現実化させるという事はできません。これは、企業に対しては、最大の要請を強く打ち出しております。私は企業側の理解は得られると、こういうふうな思っています。同時に、政府におきましては、やはりそういう動きのあるという際でございしますから、総需要管理政策はこれを堅持してまいります。また同時に、個別の商

品につきましても、その需給並びに価格の動向を注視してまいりまして、必要な行政指導を行いたい、かように考えておる次第でございします。そういうことをやってまいりますが、私はまあとにかく非常に簡単な問題じゃございませんけれども、五十年一度一けた台の消費者物価目標、これはもう実現し得る、こういうふうな考えておるのです。客観情勢を考えてみても、昨年は非常な悪材料が山積です。その中で、昨年は一四％というものが実現された。公共料金について言います。国鉄が大幅に上がる、米価もこれも大幅に超えるというふうな上昇です。それに伴いまして幾多の公共料金の上昇もあつた。ことは酒、たばこ、それから郵便、あと米価、麦価の問題がありまして、それらから郵便、まだこれは結論を得ておらぬ。非常に限られたものです。そういうことも昨年と対比される。また、物価に非常に大きな動きの影響のある海外の物価、これは昨年は上がり続けたのです。今日は頭打ちの状態である、これも私は非常にいいことだと、こういうふうな考えておるわけです。あるいは、商品のコストに關係のある金利負担、これは一昨年の暮れに二％の公定歩合の引き上げをやっております、その影響が昨年度ずっと響いておる。今度はそれを引き下げるといふ段階に入っております。これも私はいいと思う。そういういい面は極力これを伸ばす。それから、悪い面といえますか、特に企業の動き、こういうものは極力抑える。これで私は必ず一けた台の目標、これは実現し得る、かように確信をいたします。(拍手)

〔国務大臣(大平正芳)君登壇、拍手〕

○国務大臣(大平正芳) 郵便料金の凍結、それに伴う赤字の国庫負担ということをやするつもりはないかという御質問でございします。国の制度としての郵便制度は、御案内のように独立採算制の原則で運営されておるわけでございします。この原則にもとるばかりでなく、先ほど

案納さんが御指摘のように、今日、郵便物の利用が企業または団体、いわば業務通信が約八割を占めておるといふような状況から見ても、国庫で負担するといふようなことは適切でないかと私は考えます。しかしながら、政府は、公共料金政策はこれまでも極力抑制の方針をとってまいりまして、一般の物価、一般の料金の上昇に比較いたしましてこれを可能な限り低位に抑えてまいりました。その調整の時期、それから引き上げをやむを得ずやるにいたしたとしても、その時期をどう選択するかというふうなことにございしても細かい配慮を加えてまいりましたこと、御案内のとおりでありまして、今回の郵便料金の場合もそういう配慮を加えてありますことを御理解いただきたいと思ひます。

それから、第二の山間僻地の運営費の不足でございしますとか、料金体系の中で政策料金といわれるものによつて生ずる収入不足分を国庫で負担するつもりはないかということもございします。今日の郵便料金に対する郵便法のたてまは、全体といたしまして郵便事業の郵便料金がその適正な費用を償い、健全な運営を確保するに足る収入をねらうて決めるべく規定されております。これは全体として料金をそういう原則で決めるという趣旨でございまして、したがって、いうところの山間僻地の運営に伴う不足でございしますとか、あるいは政策料金に伴う不足というふうなものも、全体の料金の中で吸収される範囲内においてそういうことが考えられるべきものと私は考えております。(拍手)

〔国務大臣(村上勇)君登壇、拍手〕

○国務大臣(村上勇) 案納議員の御質問にお答えいたします。まず、郵便事業運営の不採算地域――採算のとれない地域や政策料金に起因する経費を国で負担せよとの御質問にお答えします。

郵便事業は公共性の高い事業でありますので、

全国津々浦々に設けた郵便局を通じ、地域に密着した郵便サービスを提供していることは御承知のとおりであります。その運営に当たりましては、採算のよい地域、悪い地域もございますが、この採算の悪い地域の運営に要する経費も、第三種、第四種の政策料金による経費とともに事業全体の収益をもつて賄うべきものである、かように考えております。

次に、郵便事業の当面の問題や将来の展望について検討し、値上げ案を断念せよという御指摘についてであります。今後とも時代の進展に即応した事業のあり方について検討を重ねてまいりたいと考えておりますが、人件費が大部分を占める郵便事業の現在の窮迫した財政を改善し、その健全な運営を志向してまいりますためには、この際、国民の御理解を得て料金改正を行わざるを得ないものと考えておりますので、御協力をお願い申し上げます。

次いで、特定郵便局の運営につきましていろいろ御指摘がございましたが、特定郵便局と申しましたも、普通局と同様に郵便、郵便貯金あるいは簡易保険等きわめて公共性の高いサービスを地域社会に密着して提供していただいております。現在、局数におきましても、また業務面におきましても、郵政事業に占めるウエートはきわめて高い。また国民の日常生活に深く溶け込んでおるものであります。この事業発展に大きな役割を果たしているものと考えております。特定郵便局の運営につきましては、特定郵便局制度調査会の答申の趣旨を尊重してまいりまして、そして今日まで措置してきていただいておりますが、今後とも効率的な運営について十分配慮してまいりたいと考えております。

次に、社会的弱者に対する配慮はどのようにしているかとの御質問にお答えいたします。先ほど総理からもお話がありましたように、現在の郵便料金制度の中で、視覚障害者が知識、慰安を得るために欠かすことのできない盲人用の点字など

を無料で取り扱っておりますが、身体障害者の団体が発行されている定期刊行物につきましては、第三種郵便物の認可を受けやすくする等、郵便利用上の配慮をいたしているところであります。これらにつきましては、今後とも引き続き料金制度の中で維持し、特別な配慮をまいりたいと考えております。

なお、御指摘のありました生活困窮世帯へのはがきの無償交付につきましては、この問題は生活全体の向上という総合的な観点から配慮するのがきわめて適当であると考えております。

また、労使関係につきましては、事業を正常かつ円滑に運営するため、職員が旺盛な勤労意欲を持つてそれぞれ職務に全力を挙げることが不可欠でありまして、そのためには労働組合との間に信頼関係を樹立し、安心して働ける明るい秩序ある職場をつくらなければならないと考えております。したがって、省といたしましては、労使関係の正常化の実現に努力を従来もしてきたつもりでありましたが、その結果、全体的には労使関係正常化の実は上がってきていると信じております。(「暗い暗い」と呼ぶ者あり)もし暗いところがありましますならば、これから明るくいたします。引き続き最善の努力をいたしますので御了承願います。(拍手)

○議長(河野謙三君) 藤原房雄君。

〔藤原房雄君登壇、拍手〕

○藤原房雄君 私は、公明党を代表して、ただいま趣旨説明のありました郵便法の一部を改正する法律案に対して、総理並びに関係大臣に若干の質問をいたします。

一昨年以来、悪性インフレと異常な物価高騰の中で、国民生活がいかに不当に圧迫され、苦しんでいるのになっていくかは、今国会の審議を通じても明らかになったところであります。したがって、これに対する政府の諸施策は、五十年年度予算を通じて示されるものと国民は期待したのであります。

す。しかし、公共料金に対しては、財政論を優先させ、一部実施時期をおくらせただけで、大部分強行されようとしております。また、最近においては、四十九年度税不足を宣言し、財政危機を国民に訴えることによつて、高負担もやむを得ないといった世論づくりに努めているようであります。税不足の背景には、昨秋以来のインフレ追隨とも言える超大型補正予算を組み、その財源として税収見込みを過大にしたことについて、財政当局の責任追及がなされなければならないのであります。そうした政府、財政当局の反省、財政体制の変革なくして、一連の公共料金値上げ法案の成立を焦るとするならば、それこそ物価の上昇に拍車をかける行為であり、本末転倒であると言わざるを得ないのであります。

政府は、五十一年三月の物価を、対前年度比で一けたに抑えると言っておりますが、その実現のためには、まず政府みずから公共料金を凍結して物価抑制の姿勢を国民の前に明らかにすべきであります。何ゆゑ、この時期にあえて大幅な郵便料金の値上げ案を提出されたのか、政府の物価対策について、総理並びに経済企画庁長官から納得のいく説明をまず伺いたいのであります。

本来、郵便は、国の独占事業として国民生活に欠かせない基礎的通信手段であります。郵便事業が公共料金として公的規制を受けるのは、公益事業であり、公共的性格が強く、独占事業であるからであります。したがって、その原価計算の内容は国民の前に疑問の余地なく公開され、国民の批判に対して明確な回答がなされなければなりません。

また、郵便法第一条には、「郵便の役務となるべく安い料金で、あまねく公平に提供することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする」と規定しているのであります。さらに、昨年十二月に郵政審議会が提出した「郵便料金の改正に関する答申」の中に、「この料金改正案は、従来になく大幅なものであつて、直接間接に国民生活

や経済一般に与える影響は軽視することを許さないものがある。したがって郵便事業の円滑な運営を損なわないで、その影響を緩和する方策については、慎重な配慮を怠らないよう申し添える。」と明示しておるのであります。

しかるに、今回の改正案は、封書については、現行二十円を五十円に、はがきは十円を二十円に、それぞれ空前とも言ふべき二倍以上の大幅な値上げを指すものであります。政府は、郵便事業が独立採算制であるということから、郵便料金の値上げによつてのみ郵便事業の収支均衡を図ろうとしておりますが、この姿勢は、郵便法第一条の精神に反する措置として断じて認めるわけにはいかないものであります。

英国においては、政府がインフレ対策から公共料金に対する政策的な抑制を行い、それによつて生じた赤字に対しては特別措置を行つて一般会計から補てんをしておるのであります。この点、総理の御所見を伺いたいのであります。

この際、独立採算制と利用者負担の原則を大きく後退させ、特に、必要投資部分の財政負担の原則を確立すべきではないでしょうか。政府が物価安定を最重要施策とするのであれば、少なくとも、消費者物価上昇率が一けたに落ちつくまでは、一般会計から財政援助を行つても公共料金の値上げを抑制すべきであると考えますが、総理の明快な御見解をお聞かせいただきたいのであります。

次に、新聞、雑誌の郵送料等、政策料金のあり方についてお尋ねをいたします。

社会文化の啓蒙推進や、国民福祉の向上という政策目的をもつて設けられている第三種郵便物等の料金の決定は、当然、国会の場においてなされなければならないと考えるのであります。政府は、前回の郵便法改正において、われわれの強い反対を押し切つてこれを省令に委任したのであります。しかるに、今回早くもその正体を暴露して、新聞の最低郵送料は、現行の六円から五倍の

昭和五十年五月三十日 参議院會議録第十三号

郵便法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

四一四

三十円に、雑誌の場合は、十二円から約三倍の三十五円にという、まさに暴挙とも言ふべき大幅な値上げを予定してあるものであります。この大幅な値上げによる社会的影響は、情報伝達手段の大部分を郵便に頼らざるを得ない過疎地域の住民や身体障害者などの恵まれない人々や、また、学術研究者等に過大な経済的負担を強いるだけでなく、民主主義の基本である言論報道の自由すら奪うおそれ十分に考えられるのであります。これでは、総理の言われた社会的公正の是正に逆行するのではないのでしょうか。政府が社会福祉の推進を図られるならば、郵便料金についてもまた国民福祉指向の料金政策がとられるべきであり、それによって郵便事業に負担をかける部分、すなわち、政策料金による収入不足は当然国が補てんすべきものであると考えるが、いかがでありましょうか。

また、郵便事業が、国が国民に保障すべき最低のコミュニケーション手段としての性格を有するならば、郵便局舎やポストなどの基礎施設及び採算のとれない地域へのサービス提供による収入不足等についても国がこれを補てんし、料金値上げを抑制することこそ、郵便法第一条の精神にかなうものであると思うが、総理並びに大蔵、郵政大臣の御所見をお伺いしたいのであります。

次に、郵便事業における労使関係の正常化と郵便業務のサービスの改善問題であります。

慢性化された遅配、欠配のために、国民の郵便事業への大きな不信を招いていることは周知の事実であります。さきの四十六年度の値上げの際、決められた送達日数表の達成度は、年々悪化の一途をたどっており、郵便の作業は、その性格上、人力に依存する度合いがきわめて高いのであります。したがって、郵便事業に携わる職場においての人間関係こそ郵便事業を円滑に運用するべきであると言えましょう。しかるに、職場において、管理職にある者と一般職員との間の相互不信は深刻なものがあります。これが郵便事業の健全な運用と国民へのサービスの欠如となつてあらわれているのであります。

この際、労使関係の正常化のために、政府並びに関係者は誠意を持って取り組み、その円滑なる解決を図り、正常な業務の運行を国民に確約することが先決であると思ふのでありますが、郵政大臣のお考えを承りたい。また、今回の改正に当たってはどのような施策をもってサービスの向上を図ろうとしておられるのか、あわせてお答えいただきたいと思います。

最後に、今回の空前とも言ふべき値上げ案がそのまま実施されたとしても、郵便事業の財政はその健全化にはほど遠く、赤字の増大を減速させる程度の改善にすぎないのであります。政府が、収支相償うという現行の料金原則をあくまで固執するならば、さらに第二弾、第三弾の大幅料金値上げを国民に浴びせざるを得ないことは火を見るよりも明らかであります。

国民福祉の立場から、郵便事業の抜本的改善もなく、事業の将来展望を欠く現状では、わが党は断固として本法案に対し撤回を要求するものであります。

以上をもちまして私の質問を終わるものであります。(拍手)

〔国務大臣三木武夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(三木武夫君) 藤原君にお答えをいたします。

第一の御質問は、相次ぐ公共料金の引き上げによつて、三月の上昇率、消費者物価の上昇率を上げた台に抑える政府の目標は達成できるかというお話でございます。物価政策に取り組む政府の姿勢をお伺いになったわけでございますが、最近、政府の政策の努力も効果が浸透してきておことは事実であります。卸売物価、消費者物価は鎮静の方向に向かつています。しかし、まだこれはコストプッシュの要因は多いから、物価問題というのは安心できる状態ではありません。しかし、物価が鎮静に向かつておるこの基調を定着させる必要

要がありますから、今後はやはり、さらに慎重に総需要管理政策、これを続けまうとともに、いろいろな物価対策を強力に推進してまいらなければならぬ。こういうことを前提にしながら、消費者物価の上昇率を一けた台にどうしても持っていきたいと、今後とも努力をいたしていく考えでございます。どうしてもインフレを克服して経済を安定成長の軌道に乗せるといふことが三木内閣の最大の課題でありますから、この課題に向かつて全力を傾けたいと考えております。

それから次に、公共料金の値上げは当分凍結すべきではないかという御質問でございます。いままでも繰返し申し上げておりますように、公共料金もできるだけ低廉であることは好ましいわけでございますが、そういつてこれを国庫の負担に持っていくというところは安易に過ぎますから、どうしても利用者が利用によって受ける便益の程度に応じて相応の負担を願うということが原則であるといわれれば考えておるわけでございます。五十年度の予算に対してもできるだけ公共料金を抑制しようという方針のもとに、真にやむを得ないものに限つて改定をいたしたわけでございまして、郵便料金についても、改定幅を圧縮したり、実施の時期を半年延期したりするような苦心も払つたわけでございます。公共料金一般については、物価の情勢とか、経済全体の動向とか、財政事情を十分に引きあわせてこれは慎重に対処しなければならぬという考えでございます。

そして次の御質問は、郵便法第一条では、郵便料金は安い料金であまねく公平に提供して、公共の福祉を増進せよといふことを目的にしておるのではないかと、今度の値上げは安易に過ぎるという御批判でございますが、まあ、郵便法の第三条には、やっぱり郵便料金は適正な費用を償つて健全な経営を図るようという規定もあるわけでございます。郵便法というものの規定がこの収支の不足分を国庫で皆それを負担していくというふうには私は考えていないわけでございます。

要が、したがって、郵便事業というものの、今後はやっぱり内部の効率化、合理化、これを図つていかなければならぬことはもう申すまでもないわけですが、急激に郵便事業の財政が悪化したのは、やはりいろいろ最近には人件費の増加などもありまして、四十九年度では千四百億円の赤字が出たわけでございまして、このまま放置すれば来年度はやはり八千億円近くにもなるのではないかと推定もなされておるわけでございまして、したがって、一般に与える影響も考慮しながら、この程度の引き上げに対しては御理解を願いたいということで本案を提出をいたしたわけでございます。

今後独立採算制というものを固執する必要はないんではないかと、こういう点でいろいろ考えてみたらどうかといういろいろな例を挙げての御質問でございますけれども、どうしても一般の公共料金というものは、必ずしも全部ではないわけですから、その公共事業を利用するといふ人は、やはり利用する人の範囲というものは限られておるわけですから、その利用をする人が受ける便益の程度に応じて御負担を願わないと、これを、収支の赤字分を国庫の負担に持っていくということ、非常にこの経営が安易になつてきて、必ずしもそういうことによつて国民は、非常に福祉優先だと言つて、そういう状態を国民というものは私は満足をするとは思わない。ある程度の負担は願つて、そして事業自体においても、もうできる限り経営の合理化を行うということが国民としても納得していただける線だと考えておる次第でございます。

お答えをいたします。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田赳夫君) まず藤原さんから、現在まだ物価上昇が続いておる、その原因は何かというふうなお尋ねでございますが、物価は鎮静方向に向かいつつはあるものの、お話しのとおり、なお引き続いて上昇をしておるものであります。そ

の原因は、物価と言いますれば、これは申し上げるまでもございせんけれども、需給とコスト、あるいは需給またはコスト、そういう要因で決まるわけでございしますが、今日の物価が上がる傾向は、これはコスト要因に主として基づくものであると、こういうふうに見ております。

それから、そういう際に、公共料金の凍結が必要じゃないかというお話でございます。まさに今日のこの物価上昇の現象というものがコスト要因にある、こういうことを考えますと、これは公共料金はまた一つのコスト要因でございます。したがって、この扱いにつきましては慎重でなければならぬ、そういうふうな考えるわけでございしますが、昭和五十年年度の予算の編成に当たりまして、これは相当政府においてもずいぶん検討いたしましたんです。公共料金は原則的に言えば受益者負担でなければならぬ。しかし、こういう物価政策の非常にむずかしい非常の際でございますので、それに例外的な考え方をとることは支障がないじゃないか、また必要もあるんじゃないか、こういうような強い意見もありまして、いろいろ相談をいたしましたんですが、まあ、とにかく待つことのできない郵便料金、酒、たばこの問題、これはどうしても解決をしなければならぬという決着になったわけであります。しかしながら、まあ大幅の影響のありますところの電信電話でありますとか、国鉄でありますとか、あるいは生活に連関の深い塩でありますとか、そういうものは凍結をする、こういう考え方をとったわけでございします。

それから、一体その公共料金をそういうふうな扱いをしたら、一けたた消費者物価五十年年度目標というのには実現むずかしいんじゃないかと、こういうお話でございますが、これは先ほどもお答え申し上げたとおりでございますが、これは公共料金は確かにコスト要因ではございますけれども、コストは公共料金だけじゃないんです。原材料の問題もある。あるいは人件費の問題もありま

す、金利負担の問題もありますとか、いろんな要素があるわけでございしますけれども、そのあらゆるコスト要因というものを総体的に見ますと、私は、昨年よりは格段いい背景にございする状況は置かれておると、こういうふうに見ておるわけであります。最善を尽くして一けたたの目標は達成したい、さように考えております。(拍手)

〔国務大臣村上勇君登壇、拍手〕

○国務大臣(村上勇君) 藤原議員の御質問にお答えします。

郵便法第一条の「なるべく安い料金で」との規定は、収支を度外視してまでも安い料金であることとを要請しているものではないと思っております。収支相償の上に立つてなるべく安い料金であることを要請しているものと考えております。

ところで、経費の大部分を占める人件費が近年急激に高騰いたしましたために、郵便事業財政は極度に窮乏し、料金改正を行わざるを得ない事態に立ち至ったものと考えております。したがって、実施時期やはがきの料金等に考慮を払い、今回改正案をお諮りいたしましたものであります。御理解を賜りたいと考えております。

次に、一般会計からの補てんについてであります。郵便事業は公共性の高い事業であります。が、事業運営に必要な費用につきましては、受益者負担の原則をとることが適当であると考えております。仮に一般会計から繰り入れによつて赤字を補てんするということになりますと、これは国民の税金がこれに充てられることであります。郵便の八割が企業などの差し出す業務用通信であるという実態から見て、負担の公平を失することになり、適切でないと考えます。

英国におきましては、一九七一年以降毎年料金の引き上げを行っておりますが、なお不足する額につきまして、国の会計から一部補てんしたこともありますが、このように英国が講じている財政措置につきましてはわが国と事情を異にするものであります。その是非はわ

かに判断いたしかねます。

なお、第三種郵便物の料金についての御質問にお答えします。

第三種郵便物の料金につきましては、現在大幅に割り安となっております。そのために生ずる赤字が結局第一種等の料金にシワ寄せされている実情にあります。したがって、過度の料金割引は是正し、適正な水準に改めたいと考えている次第であります。

なお、第三種の料金を省令で定めることとしておりますのは、その内容となるものが第一種、第二種と異なり、どのような方法でも頒布できる性格のものでありますので、その料金は法律により基準を定め、その枠内で省令に委任しているものであります。

次に、局舎のための経費などを一般会計で負担せよとの御質問にお答えします。

郵便局舎等の施設に要する経費は、郵便事業の運営に欠くことのできない経費でありまして、これらの経費につきましても、受益者負担の原則により郵便料金で賄うことが適当であると考えております。また、政策料金や不採算地域などに起因する赤字でありまして、これらに要する経費を含め全体として収支相償、相償うよう料金を決定すべきもので、今後ともこの考え方を維持するのが適当であると考えております。

次に、労使関係でございますが、従来から労使関係の正常化を基本課題と認識し、その実現に努力してきたところであります。その結果、全体的には労使関係正常化の実は上がってきていると信じておりますが、今後とも従来の措置に安住することなく、引き続き最善の努力を尽くす所存であります。

最後に、送達日数の確保とサービスの向上についてお答えいたします。郵政省といたしましては、この送達日数を守り、安定したサービスを提供できるよう常々配意いたしているところであります。最近の確保状況は、平常時におきまして

は約九〇％程度となっております。今回の料金改正に当たりましては、この送達日数の確保安定に一層の努力をすることが、郵便を利用される方々に対する見返りのサービス向上にあらうかと考えております。その意味合いにおきまして、これを機会に、職員にも今回の料金改正の趣旨を十分理解してもらい、全職員一丸となって安定した業務運行の確保に努めてまいりたいと思っております。(拍手)

〔国務大臣大平正芳君登壇、拍手〕

○国務大臣(大平正芳君) 私に対する御質疑は、第三種郵便物の料金改正に関して、一般会計から補てんするつもりはないかという御質疑であつたと思ひます。

これにつきましては、ただいま郵政大臣から御答弁がございましたとおり私も心得ておるわけでございします。すなわち、郵便法における料金設定の原則は、第三種郵便物の料金も含めまして、郵便事業全体として収支が償うように設定されるべきものであるということが示されたものと承知いたしておるわけでございまして、第三種郵便物だけを取り出して一般会計からその不足分を補てんするという考えは持っておりません。(拍手)

○議長(河野謙三君) 山中郁子君。

〔山中郁子君登壇、拍手〕

○山中郁子君 私は、日本共産党を代表し、郵便法の一部を改正する法律案に関して、総理並びに関係大臣に質問いたします。

政府は、この法案によつて、はがきを十円から二十円に、封書を二十円から五十円にすると同時に、これに伴い新聞、雑誌など第三種郵便物は実六円から三十円にするなど、終戦直後以来前例のない大幅な値上げを行おうとしております。さきの酒、たばこ値上げ法案に続いて政府がこのように公共料金の大幅引き上げを進めることは、物価の安定を心から求める国民の願いを真つ向から踏みにじるものであり、どんな口実を設けようと

昭和五十年五月三十日 参議院會議録第十三号

郵便法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

も絶対に認めることはできません。

〔議長退席、副議長着席〕

總理は、公共料金は受益者負担が原則などと述べていますけれども、本来、公共事業の根本的性質が、国民に対し安い料金で行き届いたサービスの提供を要するところにあることは議論の余地のないところである。特に、郵便事業は、憲法第二十一条が定める国民の基本的権利である言論、出版、表現の自由などを物質的に保障する重要な事業として、すべての国民に郵便の役務を安い料金で提供することを根本的な任務とするものです。

これは、郵便法第一条が、「郵便の役務をなすべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによつて、公共の福祉を増進する」と述べていることに照らしても明らかです。また、このような公共の性格に立つて、郵便事業の経費を受益者負担の原則を口実にしてすべての国民に料金として転嫁するのではなく、必要な支出は国が行わなければならないことも当然です。私は、まず總理に、受益者負担原則の名による郵便料金の大幅な引き上げが郵便法第一条の精神と合致するかと考えておられるのかどうかを伺います。

さらに、政府は、郵便事業の赤字を値上げの口実にしていますけれども、これも国の責任をみずから投げ捨てた暴論と言わなければなりません。政府は、郵便事業の一切の費用を料金収入から賄うという誤った方法をとっております。しかし、郵便事業の公共的性格を保障するためには、少なくとも、公共施設であり国の財産でもある郵便局やポストなどの基礎施設は国の負担としなければなりません。また、郵便事業の管理部門である本省、郵政局、監察局などの経費も国の負担とすべきです。そうすれば、原則として、郵便の集配にかかわる直接経費だけを料金収入によって賄うことになり、大幅な郵便料金引き上げは避けられます。政府は、郵便法第三条が独立採算制を定めていることを盾にしています。しかし、政府自身が、現行郵便法の立法に当たり、昭和二十二年

十一月十一日の通信委員会、独立採算制というのは、時の政府の財政方針で、郵便事業自体の本質を束縛するものではないと述べ、さらに、郵便料金をなるべく低廉にするために一般会計からの繰り入れも多分に必要と述べていることは、当時通信大臣をされていた三木總理自身が最もよく御存じなはずで、政府は、この際、独立採算制の押しつけをやめ、国が公共の事業にふさわしい費用負担を行う立場に立つて、基礎施設や管理部門などの経費は一般会計から繰り入れるべきです。その費用はほぼ一億円で、五十六億六千円と発表している租税特別措置による大企業などに対する特権的な税の減免をやめさせるだけで十分に賄えるものです。このような措置をとる意思があるかどうか、總理並びに大蔵、郵政両大臣の答弁を求めます。

特に、政府が第四種とともに第三種の料金を大幅に引き上げ、事実上この制度をなし崩しに廃止していること、きわめて重大な問題であると言わなければならない。現在、三種扱いは月に一億通を超え、社会的にも貴重な役割を果たしています。今回、大幅な料金引き上げが行われるならば、各種の新聞や機関紙、文化的教育的出版物などの発行と購読が困難に陥り、憲法が保障する国民の言論、出版、表現の自由などが著しく阻害されることは明らかです。すでに障害者の方々の初め多くの団体から、その活動の死命を制するものとして、政府計画の撤回の請願が殺到しています。總理は、憲法の民主的条項を徹底的に実施するために、三種、四種の制度を守り、料金を引き上げないことを約束すべきだと思いますが、答弁を求めます。

また、三種、四種制度の政策料金割引部分をはがきや封書など他の料金に転嫁させるのではなく、国の支出で補償すべきであると思いますが、この点についての明確な答弁を求めます。

特に、国民の権利義務にかかわるこれら一種、二種以外の料金の制定が、国会の議決を必要とし

ない省令事項とされていることは重大と言わなければならない。もとより郵便法の立法に当たり政府は国会で、国民の権利義務に関する事項はすべて法律に規定し、命令はできるだけ範囲を狭め、たとえ例外的に適用される料金でも、一切新しい郵便法に包含されるよう具体的に数字を挙げて法律に明記すると述べていたではありませんか。それにもかかわらず、歴代自民党政府は立法のこの精神を踏みにじり、省令事項の枠を次々と拡大してきたのが実態です。この点においても、政府は立法の精神に立ち返り、郵便料金はすべて法律事項とすべきであると考えますが、總理並びに郵政大臣の答弁を求めます。

最後に私は、物価問題に対する政府の基本的姿勢について總理と経済企画庁長官に質問いたします。

政府はいま、今年度の歳入欠陥を口実として、酒、たばこ、そして郵便料金に引き続き消費者米価、麦価、国鉄運賃、私鉄運賃、医療費など公共料金の一斉引き上げの動きを示し、地方公共料金に至るまで引き上げの圧力をかけています。總理は、物価安定は三木内閣の最優先の課題だなどと繰り返して述べてきていますけれども、これらの動きは、この公約に明らかに反するだけでなく、政府みずからが物価値上げの先頭に立つものだと言わなければなりません。もしそうでないと言うならば、こうした一連の公共料金は引き上げないということを国民に約束すべきですけれども、明確な答弁を求めます。

また、政府の景気刺激政策とともに値上げを目指している大企業に対し、製品原価と値上げ理由を公表させるべきだと思いますが、どう考えるかと、總理並びに経済企画庁長官の答弁を求めるとともに、物価安定のためにこそ、郵便料金引き上げの本法案を直ちに撤回するよう強く要求して私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣三木武夫登壇、拍手〕
○國務大臣(三木武夫) 山中議員にお答えをい

たします。郵便法第一条を御指摘になりましたが、郵便法は料金の値上げをできるだけしないようにという趣旨ではないかということをごさいます。たけれども、郵便法の第三条には、やはり適正な料金で健全な経営を……(第一条はどうか規定がございすか)と呼ぶ者あり)第一条はそういう規定がございすけれども、第三条の規定の中に、やはり適正な料金で経営というものの健全化を図れということもございまして、この第一条の規定というものが、経営を常に度外視して、そして安い料金で郵便料金というものは抑えなければならぬというふうにこれは解しては私はいないわけがございす。

それから次の御質問は、第三種、第四種の制度についていろいろお述べになりましたが、第四種、通信教育あるいは点字、種子、学術刊行物には定期刊行物もあります。学術出版物等が属してありますので、国民の文化の向上などに対して貢献しているものから、これは制度は維持していきたいという考えでございす。しかし、料金については、いろいろ余りにこうはかのパランスなども考えまして適切でないと考えたので、適正な料金の改定はやむを得ないと考えたわけがございす。

それからまた、郵便料金に対して国会の議決が全部必要ではないかということもございす。が、郵便料金については、第一種封書、第二種のはがきなどにつきましては、これは最も基本的な通信でありますので、これは法律で定めることになっておりますが、しかし、他の第三種であるとかあるいはまた付加的なサービスの料金については、やはり郵政大臣にある程度の弾力性を持たすことが郵便事業の運営には好ましいということ、基本的な料金については国会の承認を要する、すなわち、法律事項でございす。いま申しましたようなことに対しては郵政大臣がこれは決定ができるこ

とにいたしたわけでございます。これは郵便料金に対する現行法のたてまえからして適当であると考えられるわけでございます。

また、公共料金を引き上げをやめて、そして物価の上昇を抑えていくというのが政府の公約を達成する道ではないかという趣旨の御質問がございました。政府としても、できるだけ今年度の五十年年度予算についても公共料金を抑制しようとして努力したことは皆さんも御理解願えると思うのでございます。真にやむを得ないものに限って今回これを引き上げる処置をとることに決意をしたわけでございます。今後は、なかなか容易ならぬ事態ではございまして、物価の安定というものが今日国民の望みである重要な目標であるという見地から、今年度一けた台というものの達成に向かって政府は全力を挙げて物価政策を推進していく考えでございます。

大企業の製品などについては、近時これを値上げの要望が非常に強まっていることは事実でございますが、政府は、自由経済体制でございますから、価格の形成に政府は介入する考えはありませぬ。けれども、できる限りこういう物価の安定というものを第一の目標に掲げておる内閣として、自衛を大企業に対しては要望して、そしてなるべく値上げを抑制するような方向でこれを今後とも指導をしてまいりたいという考えでございます。

〔原価はどうする〕と呼ぶ者あり。原価の公表でありますとか、あるいはまた――私はやはり自由経済――自由経済体制というものを維持するというのがこれは自民党内閣の経済運営の大きな原則でありますから、公取が価格の形成それ自体に介入するということは好ましくなく、価格を形成するということとは自由経済の根幹に触れる問題である、価格の形成は、この価格の形成まで公取が介入するということになれば、自由経済体制というものはその原則が崩れますから、価格の形成に対しては介入はしない。むしろ、やみカルテルとか、そういう場合に対しては、これは価格問題に

も触れますけれども、通常の価格の形成に対して公取が介入することは、自由経済体制下好ましくない、これがわれわれの政府の見解でございます。

〔拍手〕

〔国務大臣村上勇君登壇、拍手〕

○国務大臣〔村上勇君〕 山中議員の御質問にお答えいたします。

まず、基礎施設、管理経費の国庫負担の問題につきましてもお答えいたします。

郵便事業は公共性の高い事業でありますので、津々浦々に郵便局を設け、あまねく公平に郵便のサービスを提供したておるのであります。その業務の運営に要する経費は利用者において負担していただくという受益者負担の原則をとることが適当であると考えております。郵便局舎等の施設に要する経費及び管理部門の経費も、郵便事業の運営に欠くことのできない経費でありますので、これらの経費についても受益者負担の原則により郵便料金で賄うことは適当であると考えております。

次に、第三種、第四種郵便物についての御質問にお答えいたします。

第三種は新聞、雑誌などの定期刊行物、第四種は学術刊行物などであり、いままでも国民文化の普及向上等に貢献してきております。しかし、第三種郵便物の料金につきましては現在大幅に割り安となっており、そのために生ずる赤字が結局第一種等の基本サービスの料金に引き寄せられている実情にあります。したがって、過度の料金割引は是正したいと考えておる次第であります。また第四種につきましても、福祉等の観点から無料ないし低料金としておるものでありますが、今回の改正におきましては、その社会的意義を考慮して無料扱いのものはこれを維持し、その他のものは原則として値上げ率を抑えたいと考えております。また、これらの政策割引部分を国が責任を持って負担しないで、政策割引が保障できると考えるかという御質問でございますが、第三種、第

四種の赤字につきましては、郵便法第三条の趣旨に従いまして、それらを含めて全体として収支が償うように料金を決定したいと思っております。

〔拍手〕

〔国務大臣大平正芳君登壇、拍手〕

○国務大臣〔大平正芳君〕 郵便ポストその他基礎施設の経費、それから本省、郵政局等の管理部門に要する経費等を国庫負担にいたしまして、料金原価の形成に当たって直接費だけを料金にかけたかどうかという御質問でございます。私は、そういう考え方によりまして、こういうポストその他基礎的な施設に要する経費、管理経費というものは、これは郵政事業の運営に不可欠のものでありますので、これを除くというふうなことになるのと、料金体系全体を根柢から崩すことになるのではないかと、このことを憂えるものであります。山中さんの御提案には賛成できません。

租税特別措置の整理を急いで、そこで浮いてくる財源をもつて郵政特会の不足財源の補てんに充てたらどうかという御趣旨の御質問でございます。したが、この点につきましては、従来とも本院で申し上げておりましたとおり、租税特別措置の整理、見直しは毎年鋭意やっておりますのでございまして、貯蓄の奨励でございますとか、公害の防止でございますとか、特定の政策目的に奉仕する限りにおきまして、租税の持つ抑止的なあるいは奨励的な機能を活用することは今後ともやっております。しかし、やいかにぬくと思っておりますけれども、そういう機能をいつまでも温存いたしまして、これを慢性化すると、既得権化するというようなことは厳に慎まなければならぬということを心得ておるつもりでございます。今後ともこの整理、改廃につきましても鋭意当たってまいりますつもりでございます。しかし、これによって出てまいります財源がありとすれば、これは一般財源でございます。郵政特会の不足に充てるといふつもりは、目下、持っておりません。

〔拍手〕

〔国務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

○国務大臣〔福田赳夫君〕 山中さんから、一連の公共料金引き上げ、これを実行すると物価、インフレ再燃の契機をつくるんじゃないかというふうな危惧が述べられました。私は、しばしば申し上げておる通りに、この公共料金問題、そう安易に考えているわけじゃないんです。ずいぶんこれは政府内部でも検討いたしました。そして国鉄だとか、電信電話でありますとか、塩とか、そういうものは後年度に送ると、まあ当面必要やむを得ざる酒、たばこ、また郵便料金というもののについて御審議をお願いするということになったわけでございますが、いずれにいたしましても、私ども、物価問題の推移とこの公共料金問題は、これは深い関係を持つておる問題でありますので、十分この点を配慮しながらこの目標の達成に努力いたしてまいりたいし、また目標の達成は可能である、かように考えております。

なお、山中さんから、大企業製品の値上げの動きに對しまして、そういう際におきましては、原価と値上げ理由の公表を行うべきではないか、こういう御所見でございますが、私は価格に政府が介入するというこの考え方は、これは妥当でない、こういうふうな考え方は、これはありまして、それよりも総需要の管理政策、この運用の妙によりまして、価格問題の処理を円滑にやっていくか、ねばならない、かように考えておる次第でございます。ただいま、大企業の製品の値上げの動きに對しましては、企業側にも自衛の要請をしております。また、政府といたしまして、〔要請だけじゃだめだ〕と呼ぶ者あり。政府といたしましては、その要請に應じないという場合もあり得ることを考えまして、総需要の管理政策、これを堅持する、また各個別物資の需給、価格の動き、これにつきましても厳重な注意を払ひまして、この妥当な誘導をいたしたい、かように考えております。

〔拍手〕

昭和五十年五月三十日 参議院会議録第十三号

郵便法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○副議長(前田佳都男君) 木島則夫君。

〔木島則夫君登壇、拍手〕

○木島則夫君 私には民社党を代表して、先ほど趣旨説明のありました郵便法の一部を改正する法律案について、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

三木総理大臣、あなたは、一月の二十四日この参議院本会議での施政方針演説は、はっきり覚えておいでになることだと思います。あなたは、三木内閣の最大の課題はインフレの抑制と物価の鎮静であり、さらに物価対策を強力に推進することであると述べられ、公共料金を極力抑えるのも物価に及ぼす影響を考えたからであると述べられております。なるほど、物価は一応鎮静の傾向にありますが、依然として一〇%を超えているんです。こうした中で約二倍半という大幅な郵便料金値上げを行うことが、酒、たばこの値上げ案と並んで国民生活を圧迫し、あなたが約束された物価鎮静とインフレ抑制に水をかけることになるとお思いにはなりませんか。総理、政府みずからが断固として決定できる公共料金は絶対に値上げをしないという強い姿勢をこの際示すべきであります。私は、物価が本当に安定するまで郵便料金値上げを凍結すべきだと思つて、国民もそのことを切望しております。総理がこの国民の切望に沿うことこそ、一月の二十四日ここで約束になったインフレ抑制、物価安定の熱意を実現することになると思つますが、この点ははっきりとお答えをいただきたいと思つます。

酒、たばこは嗜好品だからという言い方があります。しかし、郵便は庶民の最低の通信手段であります。経済成長が人間疎外をもたらしたとするならば、それを取り戻す重要な手段もまたこの通信であります。情報化社会ですますふえ、必要となる通信手段を国民の手からもぎ取るつもりなのか。はがきが二十円に、封書が五十円に値上げをされたら一体どうなりますか。法律事項でない新聞、雑誌など三種に至っては五倍もの値上げを

官像が勝手に決めるなど、その上げ幅はもちろんでありますけれども、言論の自由、表現の自由をも封殺すると思つます。総理はどういうふうにお答えになるでしょうか。われわれとても、公共料金であるということだけでかたくなに凍結をしなければならぬと言つておりません。なるほど、郵政事業はその大半を人手により運営する特別な事業であること、合理化にくい事情にあることもよくわかりますが、現在はどうでしょうか。民間の会社ではこの不況の中で倒産が相次いで悲惨な社会現象が後を絶つておりません。しかし、郵政を初めとする三公社五現業はどんなに赤字を抱えても倒産を心配することはありません。民間から比べるとはなはだしい非効率や生産性を無視した事業運営にあることはだれしも否定できない事実であります。生産性向上に何ら努力をしないので安易に料金値上げをするならば、国民の納得は得られないはずはありません。ただ、生産性向上と言つただけでタブリ視され、つまはじきされるような職場環境一つをとっても、全く常識の外に置かれていと言つても過言ではありません。

三木総理、郵政事業の中でむだの排除や生産性向上が行われ、職場規律が保たれて、これこそ国民のための郵政事業が行われていると自信を持つてお答えになれるでしょうか。郵政大臣は郵政の職場がどんなに乱れ非効率であるかよく御存じじだらうと思つます。争議行為とまではいかなくとも、業務命令に故意に抵抗をしてサボタージュを行い、職場管理者がこれに注意をすると、大声で罵倒をするなど、職場規律の乱れ、管理者の管理能力の欠如など、スマートな郵便局の建物の中こういつたことが日常行われているとは、大臣はおるか、国民は恐らく御存じないだらうと思つます。このためよけいな人手を入れ、アルバイトに頼るなど、能率低下、経費のむだ遣いなど目に余るものがあります。(拍手)もしこういつたことが改められないならば、深く今回の値上げ案を撤回すべきだと思つますが、郵政大臣の率直な意見を伺いたいと思つます。

なお、この際学識経験者、民間人を中心とした三公社五現業近代化審議会をつくり、そこで経営の近代化、むだの排除を図っていくべきだと考えますので、この点については総理大臣のお答えをいただきたいと思つます。

次に、郵便サービスは国民にひとしく供与するため、過疎地域へのサービスなど採算のとれない部門に対しては思い切つた財政援助を行うべきだと考えています。アメリカやイギリスなどではすでに財政援助を行っているのでありますから、わが国でも行うべきだと思つます。たとえば、アメリカでは、経営が軌道に乗るまでの経過措置として、採算がとれない地域へのサービス提供などを国庫から支出をしています。私は、料金値上げを避けて、経営が軌道に乗るようわが国でも財政援助を行うときに来ていると考えますが、大蔵大臣の見解はいかがででしょうか。と、こう申し上げれば、恐らく受益者負担の原則からはみ出ることになると心配されるという答えが返ってくるはずであります。しかし、われわれの主張は、利用者以外のすべての国民に負担をかけることと違って、増収により増収がとれるから増収することによる増収の二増増により三千億円、租税特別措置を改め、廃止することによる増収一千億円、このほか交際費課税を強化、富裕税を新たに設けることなどの措置による財源で五十年程度の赤字はおるか、これまでの累積赤字もカバーするほどの財源を捻出することができるとあります。総理、大蔵大臣、思い切つた財政援助を行うべきだと思つますが、この点もはっきりとお答えをいただきたいと思つます。

次に、サービスについてであります。まず、正しいサービスと過剰サービスの識別をはっきりしていただきたい。郵政審議会の答申書においても、実情に即しないサービス、あるいは利用者に求むべき事項については積極的にその改善に取り組みすべきであると指摘をしています。ここで私も申し上げたいのは、わが国の郵便配達は一、二回配達率が四六%。これを欧米先進国と比べますと、アメリカが七%、西独が一二%、一番多いイタリアでも二八%という数字であります。これは明らかに利用者への過剰サービスであり、必ずしも大半の利用者が求めているものではありません。かえって郵便物の正確な処理そのほかに悪影響を及ぼし、遅配、誤配などの結果を生んでおります。郵政当局に求めるものは、早く着くこととさることながら、一定時間内に必ず着くこととあります。無理な一日二回配達制度はこれを検討し直し、一日一回確実に配達されるよう配達システムの改善を提案いたします。

このほか、詳しくは委員会であらしてまいりたいと思つますが、往復はがきを二つ折りにして印刷をしている現在のやり方を改め、中央にミシンラインを入れるなどして印刷段階での苦勞、手間を省く改善、せっかく決めた郵便の収集時間に來なかつたり、おくれたりするサービスの不徹底、郵便局で忙しい窓口はまた忙しく、利用者が長い列をつくつていても一向にはかの窓口からの応援がない。はがきや切手を扱う窓口には大の男は要らない、もつと女子を登用すべきだなど、国民の目にじかに触れる素朴な問題点はいずれ委員会でも取り上げることにして、きょうは細部のお答えは要りません。

最後に、郵政事業における正しい労使関係の確立について質問します。郵便料金の値上げに対し国民が抱く素朴な疑問の一つは、違法ストの悪循環が繰り返されている不健全な労使関係がそのまゝ放置され、ストに伴う損失が料金の引き上げという形で結局国民に転嫁されるのではないかと、いう危惧であります。(拍手)したがって、郵便料金の値上げを考える前に、今日の不健全な労使関係を是正し、国民にその姿勢を正すことが先決問題であると考えます。このためには違法行為を行つた者が現行法規に照らして厳重に処分をされ、法

治国家における法秩序が明らかにされることが必要です。三木総理は昨春閣に対する処分を今月中に実行すると表明されておりますが、当局の責任者である郵政大臣はいつ処分を発表されるおつもりか。また、郵政関係だけで昨年の春闘には十一万人が参加しておりますが、処分の規模はどの程度のものを考えているか。処分の規模は小規模なものにとどめ、実質的に違法行為を放任するがごとき措置はとらないものと確信しておりますが、郵政大臣の率直なる答弁をお願いして私の質問を終わりたいと思います。(拍手)

〔国務大臣三木武夫登壇、拍手〕

○国務大臣(三木武夫君) 木島議員にお答えをいたします。

私が施政方針演説で、公共料金を極力抑制をするということを申したことは事実でございます。今度の予算編成に対しても、公共料金の値上げの要請というものは、木島議員も御承知のように、たくさん他の部門にもあったわけでございまして、それも、電信電話のごときもそうでございまして、極力抑えて、これは真にやむを得ないものといたしまして、予算編成の場合にもこの問題が一番われわれとしても慎重に検討をしたわけでござい

ましたが、そういう点で極力抑えるという方針のもとに、真にやむを得ないものだけ今回値上げをいたしましたというところに決意をしたわけでございす。やはり、三月末の消費者の物価は政府の目標以下におさめることはできましたけれども、次の、今年度の会計年度、来年の三月末の消費者物価を一けた台にしたいということは容易ならぬことだ、これは国民各位の御協力を得なければならぬわけでございす。ぜひこれは達成をした。また、今度の郵便料金についても、これに対しては、公共料金の値上げがどういふふうな物価にはね返っていくかということもいろいろと計算をいたしましたわけですが、その郵便料金の値上げの中においても、実施時期とか値上げの幅というものを対しては、郵便というものが国民生

活に非常に影響があるものですから、極力そういうものに對しては配慮を加えたわけでございす。

また、公共料金というものの中でも、ことに郵便は、情報化時代で最も重要な言論の自由とか表現の自由とも関連するから慎重を期さなければならぬというところは、私も木島議員と同じように考えるわけであります。これは情報化時代における郵便の役割りというものが非常に大きな役割りを持ってきておると思いますから、慎重に扱わなければならぬことは木島議員と同じ意見でございすが、とにかく、昨年度から郵便の値上げをしたというところが、四十九年度実施できなかった。これを千四百億円の赤字を生じることになった。これをそのままに放置いたしますことは、郵便のサービスを維持する上において非常に困難な事態があらわれてくるということで、今回改正を願うことは、国民の御理解を得なければならぬということ。このうら改正案を出したわけでございす。

また、三公社五現業、ことに郵便についていろいろお話があったわけですが、親方日の丸のような安易な経営はいけないうこと、何かこれに對してこれは満足しておるのかというお話でございまして、外部からいろいろ御批判があることはあり得ると私も考えます。事業自体としてはいろいろ努力をいたしておるんでしようけれども、しかし、今後とも一段と生産性の向上とか能率の増進については、これはことにあんまり競争相手のない独占事業でありますから、三公社五現業、こういうものについての経営というものは一段と努力を必要といたすと考えておる次第でございす。

また、これに對して、いろいろな経営の近代化などを図るために審議会ということをも木島議員は前から御提案になつてゐる、非常に傾聴すべき御意見だと私は思います。しかし、いままではいろいろこういふふうな関係の閣僚協議会とか各種の審議会等もございすので、それも十分に活用してま

いりたいという考え方でございす。

また最後に、今回は郵便の値上げを見送つてうして国庫で負担せよという考えでございしました。が、今回政府としては提案をいたしましたのは、いわゆる独立採算制という立場から応分の御負担をお願いしたいということで提案をしたので、これを提案を引き下げて国庫の負担にするという考え方は持たないわけでございまして、いろいろな税のお話も出ましたけれども、いろいろな税制の問題とこの郵便料金の値上げの問題は別個に考える問題だと考えておる次第でございす。(拍手)

〔国務大臣村上勇君登壇、拍手〕

○国務大臣(村上勇君) 木島議員の御質問にお答えいたします。

まずサービスのあり方についてでございますが、昭和四十八年の郵政審議会の答申におきまして、今後のサービスのあり方として、「配達回数を一、二度とすることについて、具体的に取組むべきである。また、「窓口取扱時間は、利用の実情に應じ、短縮することも検討すべきである。などの御指摘をいたしております。これらにつきましては、現在鋭意検討いたしております。また、送達速度の安定は郵便のサービスにとって最も大切なことでありますので、今後とも努力してまいりたいと思っております。

次に、処分についてお答えいたします。違法スライキに對しましては、従来からの方針の通り厳正な措置をとつてまいりる所存であります。具体的な措置等につきましては、目下取りまとめを急いでおりますので、準備整次策、今春閣のストライキを含め、逐次実施する考えであります。

なお、生産性の向上についてのお尋ねであります。が、郵政省としても、今回の料金改定を機会に、労使一体となつて事業の合理化、能率化を図るためにあくまでも努力を続けたいと思つております。

以上であります。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田赳夫君) 物価が本当に安定するまでは郵便料金の引き上げを差し控えておいたかどうか、こういうお話ですが、私は一つの御見解だと思います。私もある段階ではそういうふうにごさいます。しかし、公共料金も一つじゃ全部値上げを差し控えておくということになりますと、これは財政上も、あるいは企業を運営するそういう上からも支障がありますので、その公共料金のうち幾つかを選定、選択いたしまして、その中に郵便料金も取り入れるということにいたしましたわけでございすが、この郵便料金の引き上げは行いますが、しかしながら、物価政策の方は十分注意してやっておりますから、ひとつ御理解のほどをお願い申し上げます。(拍手)

〔国務大臣大平正芳君登壇、拍手〕

○国務大臣(大平正芳君) 税制の改革その他によつて税収を確保いたしました郵便特別会計の不足を補つたらどうかという御提言でございす。

私といたしましては、経済が沈滞し、企業経営が非常に困難な状況でございす。したが、全体として税制改正をお願いし増税をお願いするといふようなつもりは持っておりません。ただ、こういう状況でございすので、こういう中でも余裕のある階層に對しまして、選択的にどうすれば増収が確保されるかという点は、きめ細かくこれから考えてまいらなければならぬと考えております。しかし、そういうことによつて確保できまする財源は、いま総理が仰せになりましたように、これは郵政会計とは別個の問題でございまして、一般財源の問題として取り扱いたいということは、先ほど山中議員にもお答え申し上げたとおり心得ております。(拍手)

○副議長(前田佳都男君) これにて質疑は終了い

昭和五十年五月三十日 参議院会議録第十三号

たしました。

○副議長(前田佳都男君) 日程第一 関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するための欧州経済共同体との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長二本謙吾君。

審査報告書

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するための欧州経済共同体との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年五月二十九日

外務委員長 二本 謙吾

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この文書は、最近プラスチック製スキーぐつのが国に対する輸入が急増し、国内スキーぐつ産業の存立に重大な影響が生じていることにかんがみ、関税及び貿易に関する一般協定に基づき、プラスチック製スキーぐつの譲許税率を

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するための欧州経済共同体との交渉の結果に関する文書

第三十八表(日本国の譲許表)に関する交渉

日本国の代表団及び欧州経済共同体委員会の代表団は、第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するための欧州経済共同体との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

四二〇

引き上げ、その代償として大理石、トラクター用内燃機関、吹奏楽器等十三品目の譲許税率を引き下げること、欧州経済共同体との間に合意したものであつて、国内スキーぐつ産業の近代化をはかるための国内諸対策を円滑に実施する見地から、妥当な措置と認めた。

一、費用

別に費用を要しない。

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するための欧州経済共同体との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十年五月二十七日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するための欧州経済共同体との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するための欧州経済共同体との交渉の結果に関する文書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

正し又は撤回するための第二十八条の規定に基づく交渉を、附属書に記載するとおり、完了した。

千九百七十五年四月十五日に

日本国の代表団のために

鶴見清彦

欧州経済共同体委員会の代表団のために

ポール・ロイテン

日本国の譲許表に掲げる譲許を修正し又は撤回するための第二十八条の規定に基づく欧州経済共同体との交渉の結果

第三十八表(日本国の譲許表)の変更

B 修正される譲許

関税率表 番号	品	現行譲許 税率	新譲許 税率
六四・〇一 のうち	はき物(本底及び甲をゴム又は人造プラスチックで作つたものに限り、 スキーぐつ	一〇%	二七%

C 現行譲許表に掲げる品目についての新譲許

関税率表 番号	品	現行譲許 税率	新譲許 税率
六〇・〇一 のうち	メリヤス編物及びクロセ編物(ゴム糸を用いたもの及びゴム加工したものを除く。 一 平編み、ゴム編み又はあぜ編みのもの(二に掲げるものを除く。 二 人造繊維製のもの A 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%をこえるもの B 石綿用又は建築用の石(加工したものに限る。)及びその製品(モザイクチップを含むものとし、第六八・〇一又は第六九類に該当するものを除く。 一 大理石(みがいたものに限る。)及び大理石製品	二二・五%	一〇%

八四・五二のうち	計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機を有する機械	三〇%	一五%
八四・六〇のうち	二 電動式計算機（一に掲げるものを除く。）のうち 三 則以上の計算機を有するもの以外のもの	七・五%	六%
八五・一三のうち	有線電話用又は有線電信用の機器（搬送通信機器を含む。） 搬送通信機器	七・五%	六%
九二・〇五のうち	その他の吹奏楽器 その他の家具及びその部分品	七・五%	六%
九四・〇三のうち	三 その他のもの	一〇%	八%
九八・一〇のうち	本製又は単金属製のものの以外のも メカニカルライターその他これに類するライター（ケミカルライター及び電気式ライターを含む。）及びこれらの部分品（発火性合金及びじんを除く。） 一 貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの 銀又は白金族の金属を張り又はめつきた金属を用いたもの 二 その他のもの ライター	二〇% 一〇%	一六% 八%
七〇・〇九のうち	大理石の板（みがいたものに限る。） その他のもの	六・二五% 七・五%	無税 無税
七〇・一四のうち	二 その他のもの ガラス鏡（バックミラーを含むものとし、わく付きであるかどうかを問わない。） ガラス製の照明器具、信号用品及び光学用品（光学的に研磨したもの及び光学ガラス製のものを除く。） 電気照明器具（フッロメント電球用のものを除く。）	二・五% 二・五%	無税 無税
八四・六〇のうち	内燃機関（ピストン式のものに限る。） 一 内燃機関 二 自動車用のもの 第八七・〇一に該当するトラクターに使用するもの ガソリン機関以外のもの	一〇%	八%

注 千九百七十四年一月九日にジュネーブで作成された関税及び貿易に関する一般協定の議定書の修正表の更に関する第二議定書に規定する第三十八表（日本国の議定書の訂正が効力を生じた後は、星印を

昭和五十年五月三十日 参議院会議録第十三号

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表（日本国の議定書の訂正が効力を生じた後は、星印を）

付した品目についての新議定の表現は、次のようになる。

八四・五二のうち	計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機を有する機械	七・五%	六%
二 その他のもの	電動式計算機	七・五%	六%
三 則以上の計算機を有するもの以外のもの			

〔二木謙吾君登壇、拍手〕

○二木謙吾君 ただいま議題となりました関税及び貿易に関する一般協定関係の文書につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

最近、イタリヤ、フランス等において、スキーの製法、材質の転換による技術開発が進み、プラスチック製スキーのわが国に対する輸入が急増し、国内スキーの産業の存立に重大なる影響が生じていることにかんがみまして、その関税を引き上げることとし、関税及び貿易に関する一般協定に基づいて、主要供給国である欧州経済共同体と交渉が行われ、合意に達したのであります。本文書はその結果を収録したものでありまして、プラスチック製スキーについて、わが国の議定税率を一〇%から二七%に引き上げるとともに、代償として、大理石等十三品目についてわが国の議定税率を引き下げることと定めております。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

昨二十九日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。（拍手）

○副議長（前田佳都男君） これより採決をいたします。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（前田佳都男君） 総員起立と認めます。よって、本件は全会一致をもって承認することと決しました。

○副議長（前田佳都男君） 日程第二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長村田秀三君。

審査報告書

特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和五十年五月二十七日

社会労働委員長 村田 秀三
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、精神又は身体に障害を有する者の福祉向上を図るため、特別児童扶養手当についてその額を引き上げ、及びその支給対象障害児の範囲を拡大するとともに、新たに重度障害者に対し福祉手当を支給することとし、並びに

昭和五十年五月三十日 参議院會議録第十三号

特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律案

四二二

児童扶養手当及び児童手当の支給対象児童の福祉向上を図るためこれらの手当額を引き上げる等の改善を行うものであり、妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に要する費用として、昭和五十年年度一般会計予算(厚生省所管)に特別児童扶養手当給付費として十六億二千七百五十七万七千円、重度障害者福祉手当給付費として二十八億五千七百八十六万二千円、児童扶養手当給付費として三十二億二千九百八十八万五千円及び児童手当給付費国庫負担金として四十七億八千六百八千円が計上されている。

附帯決議

政府は、次の事項の実現に努力すべきである。

一、児童扶養手当、特別児童扶養手当、児童手当及び福祉手当の支給額を一層増額する等支給内容の改善充実を図ること。

二、扶養義務者等に対する所得制限を更に緩和すること。

三、児童手当制度はILO第一〇二号条約の基本的事項の一つであることにかんがみ、長期的展望にたつて、積極的に改善を図ること。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十年三月二十五日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律案

特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)

第一条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 特別児童扶養手当(第三条―第十六条)

第三章 福祉手当(第十七条―第二十六条)

第四章 不服申立て(第二十七条―第三十二条)

第五章 雑則(第三十三条―第四十二条)

附則

第一条中「国が」を削り、「重度の障害を有する者について、特別児童扶養手当等を」を「障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給するとともに、精神又は身体に重度の障害を有する者に福祉手当」に改める。

第二条を削る。

第三条第一項中「別表」を「別表第一」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 この法律において「重度障害者」とは、別表第二に定める程度の廃疾の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者をいう。

第三条第三項中「又は特別障害者(以下「障害者」という。))」を削り、同条を第二条とする。

第二章 特別児童扶養手当等の支給(第二章 特別児童扶養手当)に改める。

第四条第一項中「障害者」を「障害児」に、「障害児については特別児童扶養手当を、特別障害者については特別福祉手当を」を「特別児童扶養手当(以下この章において「手当」という。))に改め、同条第二項中「障害者」を「障害児」に改め、同条第三項中「特別児童扶養手当又は特別福祉手当

(以下「手当」という。))を「手当」に、「障害者」を「障害児」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条に次の一項を加える。

5 手当の支給を受けた者は、手当が障害児の生活の向上に寄与するために支給されるものである趣旨にかんがみ、これをその趣旨に従つて用いなければならない。

第四条を第三号とし、同条の次に次の一条を加える。

(手当額)

第四条 手当は、月を単位として支給するものとし、その月額は、障害児一人につき一万二千円(廃疾の程度が別表第一に定める一級に該当する障害児にあつては、一万八千円)とする。

第五条を削る。

第六条第一項中「以下」の下に「この章において」を加え、同条を第五条とする。

第七条中「第四条に定める支給要件に該当する者」を「支給資格者」に、「当該支給要件に該当する者」を「当該受給資格者」に改め、同条を第六条とする。

第八条を削り、第九条を第七条とし、第十条を第八条とする。

第十一条第一項中「第七条、第九条及び前条」を「前三条」に改め、同条第二項第一号中「第七条」を「第六条」に改め、同条第二号中「第九条」を「第七条」に改め、同条を第九条とする。

第十二条中「第七条、第九条、第十条」を「第六条から第八条まで」に改め、同条を第十条とする。

第十三条第一号中「第二十四条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同条第二号中「受給資格者」を「障害児」に、「第二十四条第二項」を「第三十六条第二項」に改め、「判定若しくは」を削り、同条第三号中「障害者」を「障害児」に改め、同条を第十一条とする。

第十四条中「第二十三条第一項」を「第三十五条第一項」に、「差しとめる」を「差し止める」に

改め、同条を第十二条とする。

第十五条中「第四条第三項各号」を「第三条第三項各号」に、「障害者」を「障害児」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

(事務費の交付)

第十四条 国は、政令の定めるところにより、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し、都道府県知事及び市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて行う手当に係る事務の処理に必要な費用を交付する。

(手当の支払)

第十五条 手当の支払に関する事務は、政令の定めるところにより政令で定める機関に取り扱われる場合を除き、郵政大臣が取り扱うものとする。

2 厚生大臣は、前項の規定により郵政大臣が手当の支払に関する事務を取り扱う場合には、その支払に必要な資金を郵政大臣の指定する出納官吏に交付しなければならない。

第十六条を次のように改める。

(児童扶養手当法の準用)

第十六条 児童扶養手当法第七條、第八條、第二十二條から第二十五條まで及び第三十一條の規定は、手当について準用する。この場合において、同法第八條第一項中「又は養育する児童があるに至つた場合」とあるのは「若しくは養育する障害児があるに至つた場合又はその監護し若しくは養育する障害児の廃疾の程度が増進した場合」と、同法第三十條中「又は養育する児童の数が減じ」とあるのは「若しくは養育する障害児の数が減じ、又はその障害児の廃疾の程度が低下し」と、同法第三十一條中「第十二條第二項」とあるのは「特別児童扶養手当等の支給に関する法律第九條第二項」と読み替へるものとする。

第三章及び第四章を削り、第二章の次に次の

三章を加える。

第三章 福祉手当

(支給要件)

第十七条 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)及び福祉事務所(社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する重度障害者に対し、福祉手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 日本国民でないとき。

二 廃疾を支給事由とする給付で政令で定めるものを受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

三 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)にいう身体障害者療護施設その他これに類する施設で厚生省令で定めるものに収容されているとき。

(手当額)

第十八条 手当は、月を単位として支給するものとし、その月額は、四千円とする。

(認定)

第十九条 手当の支給要件に該当する者(以下この章において「支給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、その支給資格について、都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長の認定を受けなければならない。

(支給の制限)

第二十条 手当は、支給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

第二十一条 手当は、支給資格者の配偶者の前

年の所得又は支給資格者の民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者で当該支給資格者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

第二十二条 被災者がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の四月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前前年における当該被災者の所得に關しては、前二条の規定を適用しない。

2 前項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)又は福祉事務所を設置する町村に返還しなければならない。

一 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に應じて、第二十条に規定する政令で定める額を超えること。当該被災者に支給された手当

二 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に應じて、前条に規定する政令で定める額以上であること。当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当

第二十三条 第二十条、第二十一条及び前条第二項各号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

(不正利得の徴収)

第二十四条 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長は、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一

部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(費用の負担)

第二十五条 手当の支給に要する費用は、その十分の八に相当する額を国が負担し、その十分の二に相当する額を都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村が負担する。

(準用)

第二十六条 第五条第二項、第十一条(第三号を除く)、第十二条及び第十六条の規定は、手当について準用する。この場合において、同条中「第七条、第八条、第二十二條から第二十五条まで」とあるのは「第七条、第二十二條、第二十四条、第二十五条」と、「第九条第二項」とあるのは「第二十二條第二項」と読み替へるものとする。

第四章 不服申立て

(異議申立て)

第二十七条 都道府県知事のした特別児童扶養手当又は福祉手当(以下「手当」という。)の支給に關する処分不服がある者は、都道府県知事に異議申立てをすることができる。

(審査庁)

第二十八条 第三十八条第二項の規定により市長又は福祉事務所を管理する町村長が福祉手当の支給に關する事務の全部又は一部をその管理に属する行政機関の長に委任した場合における当該事務に關する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。

(決定又は裁決すべき期間)

第二十九条 都道府県知事は、手当の支給に關する処分についての異議申立て又は審査請求があつたときは、六十日以内に、当該異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決をしなければならない。

2 異議申立人又は審査請求人は、前項の期間

内に決定又は裁決がないときは、都道府県知事が異議申立て又は審査請求を棄却したものとみなすことができる。

(再審査請求)

第三十条 市長若しくは福祉事務所を管理する町村長がした福祉手当の支給に關する処分又は市長若しくは福祉事務所を管理する町村長の管理に属する行政機関の長が第三十八条第二項の規定による委任に基づいてした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

(時効の中断)

第三十一条 手当の支給に關する処分について不服申立ては、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

(不服申立てと訴訟との関係)

第三十二条 手当の支給に關する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する都道府県知事の決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第五章 雑則

(期間の計算)

第三十三条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に關する規定を準用する。

(戸籍事項の無料証明)

第三十四条 市町村長(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。)は、行政庁(特別児童扶養手当については都道府県知事をいい、福祉手当については都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長をいう。以下同じ。)又は手当の支給要件に該当する者(以下「支給資格者」という。)に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、支給資格者又はその監護若しくは養

昭和五十年五月三十日 参議院會議録第十三号

特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律案

育する障害児の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(届出)

第三十五条 手当の支給を受けている者は、厚生省令の定めるところにより、行政庁に対し、厚生省令で定める事項を届け出、かつ、厚生省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

2 手当の支給を受けている者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、厚生省令の定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(調査)

第三十六条 行政庁は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格者の有無若しくは手当の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。

2 行政庁は、必要があると認めるときは、障害児若しくは重度障害者に対して、その指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの者の障害の状態を診断させることができる。

3 前二項の規定によつて質問又は診断を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(資料の提供等)

第三十七条 行政庁は、手当の支給に関する処分に必要があるとき、受給資格者、受給資格者の配偶者若しくは扶養義務者若しくは障害児の資産若しくは収入の状況又は障害児に対する第三条第三項第二号に規定する年金たる給付若しくは重度障害者に対する第十七条第二号に規定する給付の支給状況につき、郵便局その他の官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者の雇用主その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(事務の委任)
第三十八条 特別児童扶養手当の支給に関する事務は、政令の定めるところにより、その一部を市町村長に委任することができる。

2 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長は、福祉手当の支給に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政機関の長に限り、委任することができる。

(町村の一部事務組合)

第三十九条 町村が一部事務組合を設けて福祉事務所を設置した場合、この法律の規定の適用については、その組合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その組合の長を福祉事務所を管理する町村長とみなす。

(実施命令)

第四十条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、省令で定める。

(罰則)

第四十一条 偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、刑法による。

第四十二条 第三十五条第二項の規定に違反して届出をしなかつた戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、一万円以下の過料に処する。

別表を削り、附則の次に別表として次の二表を加える。
別表第一(第二条、第四条関係)

級											級																
二											一																
十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一
両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの											両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの																
両耳の聴力損失が九〇デシベル以上のもの											両耳の聴力損失が九〇デシベル以上のもの																
両上肢の機能に著しい障害を有するもの											両上肢の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢のすべての指を欠くもの											両上肢のすべての指を欠くもの																
両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢の機能に著しい障害を有するもの											両下肢の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢を足関節以上で欠くもの											両下肢を足関節以上で欠くもの																
両下肢のすべての指を欠くもの											両下肢のすべての指を欠くもの																
両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの											両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢の機能に著しい障害を有するもの											両上肢の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢のすべての指を欠くもの											両上肢のすべての指を欠くもの																
両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢のすべての指を欠くもの											両下肢のすべての指を欠くもの																
両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢の機能に著しい障害を有するもの											両下肢の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢を足関節以上で欠くもの											両下肢を足関節以上で欠くもの																
両下肢の機能に著しい障害を有するもの											両下肢の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢のすべての指を欠くもの											両下肢のすべての指を欠くもの																
両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの											両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの																
両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの											両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢の機能に著しい障害を有するもの											両上肢の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢のすべての指を欠くもの											両上肢のすべての指を欠くもの																
両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢のすべての指を欠くもの											両下肢のすべての指を欠くもの																
両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢の機能に著しい障害を有するもの											両下肢の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢を足関節以上で欠くもの											両下肢を足関節以上で欠くもの																
両下肢の機能に著しい障害を有するもの											両下肢の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢のすべての指を欠くもの											両下肢のすべての指を欠くもの																
両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの											両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの																
両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの											両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢の機能に著しい障害を有するもの											両上肢の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢のすべての指を欠くもの											両上肢のすべての指を欠くもの																
両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢のすべての指を欠くもの											両下肢のすべての指を欠くもの																
両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢の機能に著しい障害を有するもの											両下肢の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢を足関節以上で欠くもの											両下肢を足関節以上で欠くもの																
両下肢の機能に著しい障害を有するもの											両下肢の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢のすべての指を欠くもの											両下肢のすべての指を欠くもの																
両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの											両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの																
両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの											両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢の機能に著しい障害を有するもの											両上肢の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢のすべての指を欠くもの											両上肢のすべての指を欠くもの																
両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢のすべての指を欠くもの											両下肢のすべての指を欠くもの																
両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢の機能に著しい障害を有するもの											両下肢の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢を足関節以上で欠くもの											両下肢を足関節以上で欠くもの																
両下肢の機能に著しい障害を有するもの											両下肢の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢のすべての指を欠くもの											両下肢のすべての指を欠くもの																
両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの											両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの																
両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの											両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢の機能に著しい障害を有するもの											両上肢の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢のすべての指を欠くもの											両上肢のすべての指を欠くもの																
両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢のすべての指を欠くもの											両下肢のすべての指を欠くもの																
両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢の機能に著しい障害を有するもの											両下肢の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢を足関節以上で欠くもの											両下肢を足関節以上で欠くもの																
両下肢の機能に著しい障害を有するもの											両下肢の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢のすべての指を欠くもの											両下肢のすべての指を欠くもの																
両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの											両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの																
両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの											両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢の機能に著しい障害を有するもの											両上肢の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢のすべての指を欠くもの											両上肢のすべての指を欠くもの																
両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢のすべての指を欠くもの											両下肢のすべての指を欠くもの																
両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢の機能に著しい障害を有するもの											両下肢の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢を足関節以上で欠くもの											両下肢を足関節以上で欠くもの																
両下肢の機能に著しい障害を有するもの											両下肢の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢のすべての指を欠くもの											両下肢のすべての指を欠くもの																
両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの											両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの																
両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの											両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢の機能に著しい障害を有するもの											両上肢の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢のすべての指を欠くもの											両上肢のすべての指を欠くもの																
両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢のすべての指を欠くもの											両下肢のすべての指を欠くもの																
両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢の機能に著しい障害を有するもの											両下肢の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢を足関節以上で欠くもの											両下肢を足関節以上で欠くもの																
両下肢の機能に著しい障害を有するもの											両下肢の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢のすべての指を欠くもの											両下肢のすべての指を欠くもの																
両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの											両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの																
両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの											両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢の機能に著しい障害を有するもの											両上肢の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢のすべての指を欠くもの											両上肢のすべての指を欠くもの																
両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢のすべての指を欠くもの											両下肢のすべての指を欠くもの																
両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢の機能に著しい障害を有するもの											両下肢の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢を足関節以上で欠くもの											両下肢を足関節以上で欠くもの																
両下肢の機能に著しい障害を有するもの											両下肢の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢のすべての指を欠くもの											両下肢のすべての指を欠くもの																
両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの											両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの																
両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの											両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢の機能に著しい障害を有するもの											両上肢の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢のすべての指を欠くもの											両上肢のすべての指を欠くもの																
両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢のすべての指を欠くもの											両下肢のすべての指を欠くもの																
両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢の機能に著しい障害を有するもの											両下肢の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢を足関節以上で欠くもの											両下肢を足関節以上で欠くもの																
両下肢の機能に著しい障害を有するもの											両下肢の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢のすべての指を欠くもの											両下肢のすべての指を欠くもの																
両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの											両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの																
両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの											両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢の機能に著しい障害を有するもの											両上肢の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢のすべての指を欠くもの											両上肢のすべての指を欠くもの																
両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢のすべての指を欠くもの											両下肢のすべての指を欠くもの																
両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢の機能に著しい障害を有するもの											両下肢の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢を足関節以上で欠くもの											両下肢を足関節以上で欠くもの																
両下肢の機能に著しい障害を有するもの											両下肢の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢のすべての指を欠くもの											両下肢のすべての指を欠くもの																
両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの											両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの																
両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの											両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢の機能に著しい障害を有するもの											両上肢の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢のすべての指を欠くもの											両上肢のすべての指を欠くもの																
両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢のすべての指を欠くもの											両下肢のすべての指を欠くもの																
両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢の機能に著しい障害を有するもの											両下肢の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢を足関節以上で欠くもの											両下肢を足関節以上で欠くもの																
両下肢の機能に著しい障害を有するもの											両下肢の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢のすべての指を欠くもの											両下肢のすべての指を欠くもの																
両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの											両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの																
両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの											両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢の機能に著しい障害を有するもの											両上肢の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢のすべての指を欠くもの											両上肢のすべての指を欠くもの																
両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢のすべての指を欠くもの											両下肢のすべての指を欠くもの																
両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢の機能に著しい障害を有するもの											両下肢の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢を足関節以上で欠くもの											両下肢を足関節以上で欠くもの																
両下肢の機能に著しい障害を有するもの											両下肢の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢のすべての指を欠くもの											両下肢のすべての指を欠くもの																
両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの											両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの																
両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの											両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢の機能に著しい障害を有するもの											両上肢の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢のすべての指を欠くもの											両上肢のすべての指を欠くもの																
両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢のすべての指を欠くもの											両下肢のすべての指を欠くもの																
両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢の機能に著しい障害を有するもの											両下肢の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢を足関節以上で欠くもの											両下肢を足関節以上で欠くもの																
両下肢の機能に著しい障害を有するもの											両下肢の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢のすべての指を欠くもの											両下肢のすべての指を欠くもの																
両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの											両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの																
両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの											両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢の機能に著しい障害を有するもの											両上肢の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢のすべての指を欠くもの											両上肢のすべての指を欠くもの																
両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢のすべての指を欠くもの											両下肢のすべての指を欠くもの																
両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢の機能に著しい障害を有するもの											両下肢の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢を足関節以上で欠くもの											両下肢を足関節以上で欠くもの																
両下肢の機能に著しい障害を有するもの											両下肢の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢のすべての指を欠くもの											両下肢のすべての指を欠くもの																
両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの											両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの																
両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの											両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢の機能に著しい障害を有するもの											両上肢の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢のすべての指を欠くもの											両上肢のすべての指を欠くもの																
両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢のすべての指を欠くもの											両下肢のすべての指を欠くもの																
両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢の機能に著しい障害を有するもの											両下肢の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢を足関節以上で欠くもの											両下肢を足関節以上で欠くもの																
両下肢の機能に著しい障害を有するもの											両下肢の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢のすべての指を欠くもの											両下肢のすべての指を欠くもの																
両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの											両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの																
両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの											両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢の機能に著しい障害を有するもの											両上肢の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢のすべての指を欠くもの											両上肢のすべての指を欠くもの																
両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢のすべての指を欠くもの											両下肢のすべての指を欠くもの																
両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢の機能に著しい障害を有するもの											両下肢の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢を足関節以上で欠くもの											両下肢を足関節以上で欠くもの																
両下肢の機能に著しい障害を有するもの											両下肢の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢のすべての指を欠くもの											両下肢のすべての指を欠くもの																
両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの											両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの																
両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの											両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢の機能に著しい障害を有するもの											両上肢の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢のすべての指を欠くもの											両上肢のすべての指を欠くもの																
両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢のすべての指を欠くもの											両下肢のすべての指を欠くもの																
両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢の機能に著しい障害を有するもの											両下肢の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢を足関節以上で欠くもの											両下肢を足関節以上で欠くもの																
両下肢の機能に著しい障害を有するもの											両下肢の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢のすべての指を欠くもの											両下肢のすべての指を欠くもの																
両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの											両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの																
両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの											両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢の機能に著しい障害を有するもの											両上肢の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢のすべての指を欠くもの											両上肢のすべての指を欠くもの																
両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢のすべての指を欠くもの											両下肢のすべての指を欠くもの																
両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢の機能に著しい障害を有するもの											両下肢の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢を足関節以上で欠くもの											両下肢を足関節以上で欠くもの																
両下肢の機能に著しい障害を有するもの											両下肢の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢のすべての指を欠くもの											両下肢のすべての指を欠くもの																
両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの											両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの																
両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの											両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢の機能に著しい障害を有するもの											両上肢の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢のすべての指を欠くもの											両上肢のすべての指を欠くもの																
両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢のすべての指を欠くもの											両下肢のすべての指を欠くもの																
両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢の機能に著しい障害を有するもの											両下肢の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢を足関節以上で欠くもの											両下肢を足関節以上で欠くもの																
両下肢の機能に著しい障害を有するもの											両下肢の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢のすべての指を欠くもの											両下肢のすべての指を欠くもの																
両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの											両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの																
両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの											両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢の機能に著しい障害を有するもの											両上肢の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢のすべての指を欠くもの											両上肢のすべての指を欠くもの																
両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢のすべての指を欠くもの											両下肢のすべての指を欠くもの																
両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢の機能に著しい障害を有するもの											両下肢の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢を足関節以上で欠くもの											両下肢を足関節以上で欠くもの																
両下肢の機能に著しい障害を有するもの											両下肢の機能に著しい障害を有するもの																
両下肢のすべての指を欠くもの											両下肢のすべての指を欠くもの																
両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの											両下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの																
両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの											両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの																
両上肢のおや指																											

別表第二(第二条関係)

一	両眼の視力の和が〇・〇二以下のもの
二	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
三	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
四	両上肢のすべての指を欠くもの
五	両下肢の用を全く廃したもの
六	両大脳を二分の一以上失つたもの
七	体幹の機能に座つていないことができない程度の障害を有するもの
八	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
九	精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
十	身体機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

(児童扶養手当法の一部改正)

第二条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第五条中「九千八百円」を「一万五千六百円」に、「一万六千四百円」を「一万六千四百円」に改める。

(児童手当法の一部改正)

第三条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「四千円」を「五千円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十年十月一日から施行する。ただし、次条第三項の規定は、公布の日から施行する。

昭和五十年五月三十日 参議院会議録第十三号

特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律案

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和五十年九月以前の月分の特別児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

2 この法律による特別児童扶養手当等の支給に関する法律の改正により新たにこの法律に関する改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律(以下「新法」という。)第二条第一項に規定する障害児とされた者又はこの法律による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律(以下「旧法」という。)第四条第三項第一号に該当する障害児をこの法律の施行の際現に監護し、又は養育している者が、昭和五十年十月三十一日までには新法第五条第一項又は新法第十六条において準用する児童扶養手当法第八条第一項の認定の請求についてその認定を受けたときは、その者に対する特別児童扶養手当の支給又はその額の改定は、新法第十六条において準用する児童扶養手当法第七條第一項又は第八條第一項の規定にかかわらず、同月から行ふ。

3 昭和五十年十月一日において福祉手当の支給要件に該当すべき者は、同日以前においても、同日にその要件に該当することを条件として、当該福祉手当について新法第十九条の認定の請求の手続をとることができる。

4 前項の手続をとつた者がこの法律の施行の際現に福祉手当の支給要件に該当しているとき、又はこの法律の施行の際現に福祉手当の支給要件に該当している者が昭和五十年十月三十一日までに新法第十九条の認定の請求をしたときは、これらの者に対する福祉手当の支給は、新法第二十六条において準用する新法第十六条において準用する児童扶養手当法第七條第一項の規定にかかわらず、同月から始める。

5 昭和五十年九月以前の月分の旧法による特別福祉手当については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 昭和五十年九月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の児童扶養手当法第四条第二項第一号に該当する児童を監護し、又は養育している者が、昭和五十年十月三十一日までには同法第六条第一項又は第八條第一項の認定の請求についてその認定を受けたときは、その者に対する児童扶養手当の支給又はその額の改定は、同法第七條第一項又は第八條第一項の規定にかかわらず、同月から行ふ。

(児童手当法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 昭和五十年九月以前の月分の児童手当の額については、なお従前の例による。

(地方財政法の一部改正)

第五条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

3 昭和五十年十月一日において福祉手当の支給要件に該当すべき者は、同日以前においても、同日にその要件に該当することを条件として、当該福祉手当について新法第十九条の認定の請求の手続をとることができる。

4 前項の手続をとつた者がこの法律の施行の際現に福祉手当の支給要件に該当しているとき、又はこの法律の施行の際現に福祉手当の支給要件に該当している者が昭和五十年十月三十一日までに新法第十九条の認定の請求をしたときは、これらの者に対する福祉手当の支給は、新法第二十六条において準用する新法第十六条において準用する児童扶養手当法第七條第一項の規定にかかわらず、同月から始める。

5 昭和五十年九月以前の月分の旧法による特別福祉手当については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 昭和五十年九月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の児童扶養手当法第四条第二項第一号に該当する児童を監護し、又は養育している者が、昭和五十年十月三十一日までには同法第六条第一項又は第八條第一項の認定の請求についてその認定を受けたときは、その者に対する児童扶養手当の支給又はその額の改定は、同法第七條第一項又は第八條第一項の規定にかかわらず、同月から行ふ。

(児童手当法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 昭和五十年九月以前の月分の児童手当の額については、なお従前の例による。

(地方財政法の一部改正)

第五条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十條第八号の四の次に次の一号を加える。

八の五 重度障害者に対する福祉手当の支給に要する経費

第十條の四第七号中、「特別児童扶養手当及び特別福祉手当」を「及び特別児童扶養手当」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第六條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十二條第七号の次に次の一号を加える。

七の二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三十四号)の施行に関する事務のうち、福祉手当に関すること。

第十三條第五号の三中「(昭和三十九年法律第三十四号)」を削り、「施行すること」の下に「(福祉手当に関するものを除く)」を加える。

〔村田秀三君登壇、拍手〕

○村田秀三君 ただいま議題となりました特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律案は、第一に、特別児童扶養手当を月額一万八千円に、児童扶養手当を月額一万五千六百円に、児童手当を月額五千円にそれぞれ引き上げること。

第二に、国民年金二級に相当する中程度の障害児に対して月額一万二千円の手当を新たに支給すること。

第三に、常時の介護を必要とする重度障害者に対し、月額四千円の福祉手当を新設すること等を内容とするものであります。

委員会におきましては、慎重に審議を行い、採決の結果、全会一致をもって衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対して、各手当の支給内容の改善充実を図ることを内容とする附帯決議を付すことに決定いたしました。

以上報告を終わります。(拍手)

昭和五十年五月三十日 参議院會議録第十三号

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案

○副議長(前田佳都男君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(前田佳都男君) 議員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

○副議長(前田佳都男君) 日程第三 皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長加藤武徳君。

審査報告書

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案右は多数をもつて別紙の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年五月二十九日

内閣委員長 加藤 武徳
参議院議長 河野 謙三殿

附則を次のように改める。

この法律は、公布の日から施行し、改正後の第七條及び第八條の規定は、昭和五十年四月一日から適用する。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の經濟情勢にかんがみ、内廷費の定額一億三千四百万円を一億六千七百万円に、皇族費算出の基礎となる定額千二百万円を千五百三十万円に改定しようとするものであつて、妥當な措置と認める。

なお、施行期日について別紙の修正を行った。

一、費用

本法律施行に要する経費は、五千四百四十四万円であつて、昭和五十年度一般会計予算に計上されている。

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて、国会法第八十三條により送付する。

昭和五十年三月二十五日

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案

皇室經濟法施行法(昭和二十二年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第七條中「一億三千四百万円」を「一億六千七百万円」に改める。

第八條中「千二百万円」を「千五百三十万円」に改める。

附則

この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

〔加藤武徳君登壇、拍手〕

○加藤武徳君 ただいま議題となりました皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における經濟情勢にかんがみ、内廷費の定額一億三千四百万円を一億六千七百万円に、皇族費算出の基礎となる定額千二百万円を千五百三十万円にそれぞれ改定しようとするものであります。

委員会におきましては、内廷費、皇族費の算出根拠、皇室のあり方、天皇の公的行為の範圍、天

皇御訪米の準備状況、元号に関する問題等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わりましたところ、世耕委員より、本法律案の施行期日を公布の日とし、本年四月一日にさかのぼつて適用する旨の修正案が提出されました。

別に討論もなく、次いで修正案並びに修正部分を除く原案につきまして順次採決の結果、いずれも多数をもつて可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上御報告をいたします。(拍手)

○副議長(前田佳都男君) これより採決をいたします。本案の委員長報告は修正議決報告でございます。

本案を委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(前田佳都男君) 過半数と認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり修正議決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十分散会

出席者は左のとおり。

議長 河野 謙三君
副議長 前田佳都男君

議員
太田 淳夫君 矢原 秀男君
野末 陳平君 喜屋武眞榮君
下村 泰君 相沢 武彦君
堀出 啓典君 青島 幸男君
市川 房枝君 宮田 輝君
内田 善利君 峯山 昭範君
桑名 義治君 寺下 岩蔵君
平井 卓志君 上林繁次郎君

阿部 憲一君 三木 忠雄君
藤原 房雄君 和田 春生君
栗林 卓司君 吉田 実君
中西 一郎君 黒柳 明君
矢追 秀彦君 原田 立君
田代富士男君 藤井 恒男君
木島 則夫君 山本茂一郎君
鈴木 一弘君 宮崎 正義君
中村 利次君 田淵 哲也君
山内 一郎君 久保田藤麿君
二宮 文造君 白木義一郎君
小平 芳平君 多田 省吾君
中尾 辰義君 中沢伊登子君
向井 長年君 最上 進君
望月 邦夫君 森下 泰君
堀本 又三君 藤川 一秋君
福岡日出麿君 鳩山威一郎君
秦野 章君 夏目 忠雄君
永野 嚴雄君 林 道君
安孫子藤吉君 有田 一寿君
石破 二郎君 中村 登美君
藤井 丙午君 原 文兵衛君
中村 禎二君 高橋 邦雄君
細川 護熙君 寺本 広作君
林田悠紀夫君 佐藤 隆君
石本 茂君 中山 太郎君
小林 国司君 宮崎 正雄君
内藤善三郎君 楠 正俊君
高橋雄之助君 楠 尚治君
岩動 道行君 西村 尚治君
鍋島 直紹君 新谷三郎君
那 祐一君 青木 一男君
迫水 久常君 徳永 正利君
小川 半次君 八木 一郎君
丸茂 重貞君 堀見 俊二君
志村 愛子君 柴立 芳文君
嶋崎 均君 棚辺 四郎君
中村 太郎君 戸塚 進也君

高橋 譽富君	坂野 重信君
齋藤栄三郎君	山東 昭子君
糸山英太郎君	岩男 顯一君
岩上 妙子君	遠藤 要君
大島 友治君	大鷹 淑子君
齋藤 十朗君	古賀雷四郎君
黒住 忠行君	河本嘉久蔵君
川野辺 静君	金井 元彦君
今泉 正二君	土屋 義彦君
山崎 竜男君	上田 稔君
初村滝一郎君	長田 裕二君
世耕 政隆君	江藤 智君
藤田 正明君	町村 金五君
加藤 武徳君	安井 謙君
加藤 亨弘君	吉武 恵市君
伊藤 五郎君	鹿島 俊雄君
大谷藤之助君	小笠 公昭君
亘 四郎君	橋本 繁蔵君
矢田部 理君	案納 勝君
佐藤 信二君	亀井 久興君
青木 新次君	野田 哲君
対馬 孝且君	秦 豊君
岡田 広君	上條 勝久君
浜本 万三君	赤桐 操君
大塚 喬君	小山 一平君
矢野 登君	片岡 勝治君
田 英夫君	宮之原貞光君
鈴木美枝子君	神沢 浄君
山崎 五郎君	高田 浩運君
増田 盛君	前川 旦君
竹田 現照君	山崎 昇君
村田 秀三君	小野 明君
二木 謙吾君	源田 実君
熊谷太三郎君	野口 忠夫君
栗原 俊夫君	西ヶ久保重光君
瀬谷 英行君	森 勝治君
植木 光教君	木村 睦男君
福井 勇君	戸叶 武君

田中寿美子君	竹田 四郎君
戸田 菊雄君	森中 守義君
志苦 裕君	森下 昭司君
近藤 忠孝君	山中 郁子君
粕谷 照美君	片山 甚市君
目黒今朝次郎君	橋本 敦君
安武 洋子君	内藤 功君
寺田 熊雄君	佐々木静子君
辻 一彦君	小巻 敏雄君
神谷信之助君	小谷 守君
工藤 良平君	上田 哲君
小笠原貞子君	立木 洋君
香脱タケ子君	鈴木 力君
中村 波男君	川村 清一君
沢田 政治君	加藤 進君
渡辺 武君	塚田 大願君
安永 英雄君	吉田忠三郎君
鶴園 哲夫君	小柳 勇君
須藤 五郎君	岩間 正男君
星野 力君	阿具根 登君
野々山一三君	中村 英男君
秋山 長造君	藤田 進君
加瀬 完君	河田 賢治君
春日 正一君	

内閣総理大臣 三木 武夫君
外務大臣臨時代理 福田 赳夫君
理 官(経済企画庁長官) 大蔵大臣 大平 正芳君
官(総務府総務長官) 厚生大臣 田中 正巳君
郵政大臣 村上 勇君
内閣法制局第二部長 味村 治君

郵政省郵務局長 石井多加三君

議長の報告事項

去る二十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

予算委員

決算委員

議院運営委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員

決算委員

議院運営委員

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送附された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。

文化財保護法の一部を改正する法律案(文教委員長提出)

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

酒税法の一部を改正する法律案

製造たばこ定価法の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

国民年金法等の一部を改正する法律案

社会労働委員会に付託

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

文部省設置法の一部を改正する法律案

文化功労者年金法の一部を改正する法律案

道路運送車両法の一部を改正する法律案

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案

同日本院は、原子力委員会委員に御園生圭輔君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、国家公安委員会委員に橋本守君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

文部省設置法の一部を改正する法律

文化功労者年金法の一部を改正する法律

道路運送車両法の一部を改正する法律

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律

同日内閣から、国際労働機関憲章第十九条の規定による千九百七十四年の国際労働機関第五十九回総会において採択された条約及び勧告に関する報告書を受領した。

同日内閣から、国際連合教育科学文化機関憲章第四十四条の規定による千九百七十四年の国際連合教育科学文化機関第十八回総会において採択された勧告に関する報告書を受領した。

去る二十四日衆議院から、同院は国会の会期を七月四日まで四十日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

同日議員から左の質問主意書が提出された。

国立滋賀医科大学設立に係る地方公共団体の設立費用分担等に関する質問主意書(目黒今朝次郎君提出)

同日左の質問主意書を内閣に転送した。

株式会社東京スピンドル製作所の労使紛争に関する質問主意書(沢田政治君提出)

去る二十六日議員から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(案名義治君外一名発議)

議院に送付した。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(案名義治君外一名発議)

同日議員から左の議案が撤回された。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(案名義治君外一名発議(第七十四回国会参第一号))

同日内閣総理大臣から議長宛、去る二十日付をもつて運輸大臣官房観光部長佐藤久衛君は同大臣官房付に、氣象庁次長高野晟君は運輸大臣官房観光部長にそれぞれ任命されたのでその政府委員はいずれも自然消滅となつた旨の通知書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、水産庁次長松下友成君の第七十五回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第七十五回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

水産庁次長事務代理 兵藤 節郎君
運輸大臣官房観光部長 高野 晟君
氣象庁次長 岩田 弘文君

同日内閣総理大臣から議長宛、水産庁次長事務代理兵藤節郎君外二名(同日議長承認)を第七十五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。去る二十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員

初村滝一郎君
郡 祐一君
柏原 ヤス君
岩本 政一君
前田佳都男君
藤原 房雄君
野末 陳平君
喜屋武眞榮君

同

予算委員
決算委員
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員
岩本 政一君
前田佳都男君

社会労働委員

農林水産委員

通信委員

同

予算委員
決算委員

同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。

文化財保護法の一部を改正する法律案
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するための欧州経済共同体との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めたの件

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

許可、認可等の整理に関する法律案

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を運輸委員会に付託した。

鉄道敷設法の一部を改正する法律案

同日議員から左の議案が撤回された。
政治資金規正法の一部を改正する法律案(内藤功君外一名発議)(第七十四回国会参第六号)

同日委員長から左の報告書が提出された。
特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

藤原 房雄君

初村滝一郎君

郡 祐一君

柏原 ヤス君

喜屋武眞榮君

野末 陳平君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

二宮 文造君

小野 明君

羽生 三七君

二宮 文造君

羽生 三七君

二宮 文造君

羽生 三七君

二宮 文造君

羽生 三七君

二宮 文造君

羽生 三七君

二宮 文造君

羽生 三七君

二宮 文造君

羽生 三七君

運輸委員

通信委員

同

建設委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

岡本 悟君

龜井 久興君

柏原 ヤス君

望月 邦夫君

中村 禎二君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

れた。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

医療法の一部を改正する法律案（社会労働委員
長提出）

優生保護法の一部を改正する法律案（社会労働委員長提出）

業事法の一部を改正する法律案（社会労働委員
長提出）

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

石炭資源活用法案（対馬孝且君外四名発議）

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

特許法等の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書が提出された。

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の護許表)に掲げる護許を修正し又は撤回するための欧州経済共同体との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件議決報告書

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案修正
議決報告書

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

特許法等の一部を改正する法律

「参照」

五月二十四日 午後一時 本會議
會議を開くに至らなかつた。

第十二号中正誤

全段行誤

三七二 三三四

三七四
三
終わり
から
三

税別

税制

三十五四

三十一

四

預算編成

一、預算編成

昭和五十年五月三十日 参議院会議録第十三号

四三〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一一〇円

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四一(大代)